

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	第139期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社西島製作所
【英訳名】	Torishima Pump Mfg.Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 原 田 耕 太 郎
【本店の所在の場所】	大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号
【電話番号】	(072)695 - 0551 （大代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 馬 淵 淳 夫
【最寄りの連絡場所】	大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号
【電話番号】	(072)695 - 0551 （大代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 馬 淵 淳 夫
【縦覧に供する場所】	株式会社西島製作所 東京支社 （東京都品川区大崎一丁目6番1号 TOC大崎ビル9階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注） 上記の株式会社西島製作所 東京支社は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第135期	第136期	第137期	第138期	第139期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	40,479	44,414	45,381	48,154	47,126
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	1,663	1,871	1,549	2,275	1,324
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 ( ) (百万円)	2,422	1,532	854	2,183	543
包括利益 (百万円)	2,990	1,747	1,165	1,326	560
純資産額 (百万円)	32,794	33,713	34,017	34,947	33,470
総資産額 (百万円)	66,198	67,719	71,171	72,674	72,961
1株当たり純資産額 (円)	1,179.57	1,221.94	1,240.33	1,270.43	1,226.56
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	88.13	56.15	31.50	80.18	20.07
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	55.91	31.34	79.84	19.98
自己資本比率 (%)	48.7	48.9	47.3	47.7	45.4
自己資本利益率 (%)	7.52	4.69	2.56	6.39	1.60
株価収益率 (倍)	-	19.57	31.75	12.02	38.06
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	5,000	6,496	587	3,769	4,207
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	415	1,376	1,105	1,438	1,976
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,624	4,140	1,153	2,150	1,672
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	7,175	10,871	11,379	15,924	16,265
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,547 (76)	1,580 (77)	1,625 (74)	1,588 (69)	1,642 (66)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 第135期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 第135期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 第136期より、1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。
- 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第138期の期首から適用しており、第137期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第135期	第136期	第137期	第138期	第139期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	31,329	36,130	37,008	38,973	37,804
経常利益又は経常損失 (百万円)	1,385	1,407	762	783	606
当期純利益又は当期純損失 (百万円)	2,882	301	183	816	15
資本金 (百万円)	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592
発行済株式総数 (株)	29,889,079	29,889,079	29,889,079	29,889,079	29,512,179
純資産額 (百万円)	27,375	27,769	27,820	27,713	26,003
総資産額 (百万円)	57,057	58,122	61,226	61,730	61,050
1株当たり純資産額 (円)	998.80	1,020.00	1,018.97	1,011.62	957.89
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	18.00 (9.00)	18.00 (9.00)	18.00 (9.00)	25.00 (9.00)	18.00 (9.00)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	104.90	11.03	6.75	29.98	0.57
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	10.99	6.71	29.85	0.57
自己資本比率 (%)	47.8	47.6	45.2	44.7	42.4
自己資本利益率 (%)	10.57	1.10	0.66	2.95	0.06
株価収益率 (倍)	-	99.18	147.41	32.15	1,328.98
配当性向 (%)	-	163.2	266.7	83.4	3,157.9
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	824 (68)	858 (71)	861 (68)	878 (64)	894 (61)
株主総利回り (%)	115.4	127.8	118.7	118.0	97.4
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.8)
最高株価 (円)	1,078	1,200	1,220	1,139	1100
最低株価 (円)	721	922	940	863	575

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第135期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第135期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 136期より、1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

5. 第138期の1株当たり配当額25.00円は、創立100周年記念配当7.00円を含んでおります。

6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第138期の期首から適用しており、第137期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

7. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2【沿革】

年月	沿革
1919年 8月	大阪市此花区西島町にポンプ専門製作工場 西島製作所を創設。
1928年 4月	株式会社西島製作所を設立。
1941年12月	現在地（大阪府高槻市宮田町）に本社及び工場全部を移転し、旧工場を閉鎖。
1949年 5月	大阪証券取引所に株式上場。
1969年 8月	サービス部門強化のため同部門を分離独立させ、西島サービス株式会社（現 西島エンジニアリング株式会社（現 連結子会社））を設立。
1980年 9月	大阪証券取引所市場第一部上場。
1981年12月	東京証券取引所市場第一部上場。
1985年 4月	インドネシアに代理店 株式会社グナ エレクトロと共同出資でポンプ及び部品製造の合弁会社 PT.TORISHIMA GUNA INDONESIA（現 連結子会社）を設立。
1990年 6月	佐賀県武雄市に小型ポンプの生産子会社 株式会社九州トリシマ（現 連結子会社）を設立。
1992年 5月	インドネシアに鋳物工場の合弁会社 PT.GETEKA FOUNINDO（現 連結子会社）を設立。
1992年 8月	佐賀県武雄市に九州工場完成。
1994年10月	香港に現地法人西島ポンプ香港有限公司（現 連結子会社）を設立。
1999年 5月	インドネシアにエンジニアリング業務及びアフタサービスを行う合弁会社 PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING（現 連結子会社）を設立。
2000年 8月	株式会社風力エネルギー開発を設立。
2002年 3月	株式会社立川シーエスセンターを設立。
2003年 7月	株式会社玄海風力エネルギー開発を設立。
2003年12月	株式会社大星山風力エネルギー開発を設立。
2004年 6月	昭和メンテナンス工業株式会社を買収。
2006年 6月	執行役員制度を導入。
2007年11月	TORISHIMA EUROPE LTD.（現 連結子会社）を設立。
2009年 3月	株式会社クリーンエネルギー五色（現 連結子会社）の株式を追加取得。
2009年 4月	西島エンジニアリング株式会社（現 連結子会社）の事業を当社が譲受。
2009年 4月	株式会社風力エネルギー開発を存続会社として、株式会社玄海風力エネルギー開発と株式会社大星山風力エネルギー開発の計3社で合併。
2009年 6月	西島ポンプ（天津）有限公司（現 連結子会社）を設立。
2009年12月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.（現 連結子会社）を設立。
2010年 3月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.（現 連結子会社）を設立。
2010年 9月	KRG INDUSTRIES LTD.の株式を追加取得。
2011年 1月	TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD.（現 連結子会社）を設立。
2011年 5月	TORISHIMA EUROPE PROJECTS LTD.（現 連結子会社）を設立。
2012年 4月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD.（現 連結子会社）を設立。
2012年 6月	TORISHIMA (USA) CORPORATION（現 連結子会社）を設立。
2013年 1月	TORISHIMA AUSTRALIA PTY LTD.（現 連結子会社）を設立。
2013年 6月	FLUID EQUIPMENT DEVELOPMENT COMPANY,LLC及びFEDCO REALESTATE HOLDINGS,LLC.の出資持分を新規取得。
2014年 2月	KRG INDUSTRIES LTD.の株式を売却。
2014年 3月	株式会社風力エネルギー開発、株式会社立川シーエスセンター、株式会社牧之原風力エネルギー開発及び株式会社吉備風力エネルギー開発の合計4社を当社に合併。
2015年 6月	監査等委員会設置会社へ移行。
2016年 7月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS (SAUDI ARABIA) LTD.（現 連結子会社）を設立。
2016年 8月	FLUID EQUIPMENT DEVELOPMENT COMPANY,LLC及びFEDCO REALESTATE HOLDINGS,LLC.の出資持分を売却。
2016年12月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS THAILAND LTD.（現 連結子会社）を設立。
2018年 3月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS MALAYSIA SDN.BHD.（現 連結子会社）を設立。
2018年 5月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FORMOSA LTD.（現 連結子会社）を設立。
2018年 9月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS OF MICHIGAN LLC.（現 連結子会社）を設立。
2019年 3月	THK ENGINEERING SOLUTIONS LTD.（現 連結子会社）を設立。

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社と子会社26社（うち連結子会社22社）及び関連会社4社で構成され、各種ポンプ・ポンププラント、環境装置、風力発電設備、小水力発電設備、メカニカルシール、その他ポンプ関連機器の製造・販売、据付工事・サービス、電気の供給及びこれらに附帯する業務を主な事業内容としております。

当社グループの主な事業内容に係わる位置付け等は次のとおりであります。

なお、セグメント情報を記載していないため、事業部門別に記載しております。

事業の内容	主な事業内容	会社	
ポンプ事業	ポンプ、ポンププラント、メカニカルシール、その他ポンプ関連機器の製造・販売及び据付工事・サービス	国内	当社、(株)九州トリシマ、西島エンジニアリング(株)協和機工(株)
		海外	西島ポンプ香港有限公司 PT.TORISHIMA GUNA INDONESIA PT.GETEKA FOUNINDO PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING SMITECH ENGINEERING PTE LTD. TORISHIMA EUROPE LTD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO. 西島ポンプ(天津)有限公司 TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD. TORISHIMA EUROPE PROJECTS LTD. TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD. TORISHIMA (USA) CORPORATION TORISHIMA AUSTRALIA PTY LTD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS THAILAND LTD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS (SAUDI ARABIA) LTD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS MALAYSIA SDN.BHD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FORMOSA LTD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS OF MICHIGAN LLC. THK ENGINEERING SOLUTIONS LTD. その他 4社
環境事業	環境装置の製造・販売及び各種廃棄物の再利用品等の企画・製造・販売	国内	当社
新エネルギー事業	風力発電設備、小水力発電設備の販売及び据付工事・サービス並びに電気の供給事業	国内	当社 (株)クリーンエネルギー五色 イオスエンジニアリング アンド サービス(株) (株)肥前風力エネルギー開発

(注) 印は、関連会社であります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 西島エンジニアリング㈱	大阪府 高槻市	30	ポンプ事業	100.0	役員の兼任・・・有
㈱九州トリシマ	佐賀県 武雄市	100	ポンプ事業	100.0	当社製品の一部を製造、販売しております。 なお、当社所有の建物を賃貸しております。 また、当社が資金援助を行っております。 役員の兼任・・・有
西島ポンプ香港有限公司 (注)1.3	香港	千ホンコン ドル 29,675	ポンプ事業	100.0 (100.0)	当社の東南アジア市場への販売拠点として おります。 なお、当社が債務保証を行っております。 役員の兼任・・・有
TORISHIMA EUROPE LTD.	イギリス	千ポンド 10	ポンプ事業	100.0	当社製品の海外への販売拠点として おります。 役員の兼任・・・有
㈱クリーンエネルギー五色 (注)2	大阪府 高槻市	10	新エネルギー事業	49.0	当社が電力供給事業のため風力発電機器の運 転管理及びメンテナンスを行っております。 なお、当社が資金援助を行っております。 役員の兼任・・・有
西島ポンプ(天津)有限公司 (注)1	中国	千元 41,125	ポンプ事業	86.7	当社製品の一部を製造・販売を行って おります。 なお、当社が資金援助及び債務保証を行 っております。 役員の兼任・・・有
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.(注)3	アラブ首長 国連邦	千UAE ディルハム 4,000	ポンプ事業	100.0 (2.5)	中東地域でのエンジニアリング業務及びアフ タサービスを行っております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.	イギリス	千ポンド 10	ポンプ事業	100.0	欧州地域でのエンジニアリング業務及びアフ タサービスを行っております。 役員の兼任・・・無
PT.TORISHIMA GUNA INDONESIA	インドネシ ア	百万ルピア 4,884	ポンプ事業	75.0	当社製品の一部を製造・販売を行って おります。 なお、当社が資金援助を行っております。 役員の兼任・・・有
PT.GETEKA FOUNINDO	インドネシ ア	百万ルピア 14,797	ポンプ事業	73.1	当社製品の一部を製造・販売を行って おります。 なお、当社が資金援助及び債務保証を行 っております。 役員の兼任・・・有
PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING (注)1、2	インドネシ ア	百万ルピア 49,093	ポンプ事業	48.8	東南アジア地域でのエンジニアリング業務 及びアフタサービスを行っております。 なお、当社が資金援助を行っております。 役員の兼任・・・有
TORISHIMA EUROPE PROJECTS LTD.	イギリス	千ポンド 10	ポンプ事業	95.0	欧州地域でのエンジニアリング業務を行 っております。 なお、当社が資金援助を行っております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD. (注)3	インド	千ルピー 65,116	ポンプ事業	100.0 (1.0)	インドでのエンジニアリング業務及びアフ タサービスを行っております。 なお、当社が資金援助及び債務保証を行 っております。 役員の兼任・・・無

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
TORISHIMA (USA) CORPORATION (注)1	アメリカ	千米ドル 15,300	ポンプ事業	100.0	北米地域での統括拠点としております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD.	シンガポール	千シンガポール ドル 200	ポンプ事業	100.0	東南アジア地域でのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 なお、当社が債務保証を行っております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA AUSTRALIA PTY LTD.	オーストラリア	千オーストラリア ドル 250	ポンプ事業	80.0	オーストラリアで当社製品を販売しております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS THAILAND LTD. (注)3	タイ	千タイバーツ 16,000	ポンプ事業	70.0 (1.0)	タイでのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS (SAUDI ARABIA) LTD.	サウジアラビア	千サウジアラビア リヤル 2,280	ポンプ事業	60.0	サウジアラビアでのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FORMOSA LTD.	台湾	千台湾ドル 950	ポンプ事業	100.0	台湾でのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 役員の兼任・・・有
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS MALAYSIA SDN.BHD.	マレーシア	千マレーシア リンギット 1,000	ポンプ事業	100.0	マレーシアでのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS OF MICHIGAN LLC.(注)3	アメリカ	千ドル 250	ポンプ事業	100.0 (100.0)	アメリカでのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 役員の兼任・・・有
THK ENGINEERING SOLUTIONS LTD. (注)1	香港	千ホンコン ドル 30,000	ポンプ事業	100.0	東南アジアでの統括拠点としております。 役員の兼任・・・無
(持分法適用関連会社) 協和機工(株)	長崎県 佐世保市	150	ポンプ事業	33.3	ポンプ関連部品の仕入れ及び据付工事等の一部施工を委託しております。 役員の兼任・・・有
SMITECH ENGINEERING PTE LTD.	シンガポール	千シンガポール ドル 1,500	ポンプ事業	21.6	シンガポールを拠点として、当社製品の販売及びエンジニアリング業務を行っております。 役員の兼任・・・無
イオスエンジニアリング アンド サービス(株)	東京都 港区	90	新エネルギー事業	49.0	電力供給事業のための風力発電機器の保守・点検を委託しております。 役員の兼任・・・有
(株)肥前風力エネルギー開発	大阪府 高槻市	10	新エネルギー事業	49.0	当社が電力供給事業のため風力発電機器の運転管理及びメンテナンスを行っております。 役員の兼任・・・有

(注)1 特定子会社に該当しております。

2 持分は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

3 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

事業の内容	従業員数(人)	
ポンプ事業	1560	(42)
環境事業	3	(-)
新エネルギー事業	1	(-)
全社(共通)	78	(24)
合計	1,642	(66)

- (注) 1 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2 従業員数は、嘱託社員等(175人)を除いております。  
3 全社(共通)として記載されている従業員は、管理部門に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
894 (61)	37.6	12.4	5,761,386

- (注) 1 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2 従業員数は、嘱託社員等(170人)を除いております。  
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は、上部団体として「JAM」に所属しており、2020年3月31日現在の組合員数は724人です。なお、労使関係は安定した状態であり、特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### 経営方針

当社グループは、1919年創設以来「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さぬ」の社是のもと、人と自然との関わりを大切に、ポンプを含む環境共生事業を通して広く社会に貢献し、責任ある企業として高品質の製品づくりに取り組んでいます。

#### 経営戦略等

当社は、昨年8月に創業100周年を迎え、それを機に、現在社会から求められている当社の使命やグローバルに事業展開する現在の当社の状況に鑑み、新たな経営理念を策定しました。

経営理念：「私たちはポンプを愛し、世界によりよい変化を生み出すために、進化し続けます。」

また、この経営理念を実施していくために新たに6つの行動指針を策定しました。

行動指針： Teamwork（団結） Diversity（多様性） Professional（専門性）

Clarity（透明性） Enthusiasm（熱中） Innovation（革新性）

行動指針について、具体的には 最強のチームワークで共通のゴールに向かって邁進し、多様性を尊重して一人ひとりの個性を活かし企業価値を最大限に高め、高いプロ意識を持ち、自らの職務に責任を持って取り組み、法令を遵守し、誠実で透明性の高い企業活動を通して社会に貢献し、わくわく仕事を楽しみながら成長し、お客様に感動を届け、柔軟な発想と行動力で失敗を恐れず挑戦し、イノベーションを追及し、Evolution（進化）を続けます。

これらの経営理念及び行動指針に裏打ちされた経営の実践においては、当社グループのコアポンプ（水・電力・インフラ）の製品力の強化・新製品の導入を図り、より高付加価値をもった製品の開発や「TR-COM」によるIoT技術を活用したサービスの拡大を継続して進めてまいります。

当社が取り扱うポンプ及びそのプラントは、人類社会に欠くことのできない、人間の心臓と同様の機能を持つ重要な機械です。昨年100周年を迎え、この社会的に重要な機械を取り扱う企業であるという自覚を新たに、株主の皆様との共同の利益に資するよう研究開発や設備投資、人材育成や財務バランス等に注意を払いつつ経営課題に真摯に取り組んでまいります。

#### 経営環境

世界人口が70億人を突破し、水・食糧・エネルギーの確保及び効率的な利用は、引き続き地球規模での大きな課題となっています。日本と比べ高い成長率を維持しているアジア各国などの海外市場の拡大をはじめ、国内市場においても、老朽化したインフラの更新に伴うサービス事業の拡大、自然災害に強いインフラ整備のための公共事業の実施など底堅い需要が見込まれるものの、今回の新型コロナウイルスのパンデミック発生により、世界的な投資計画が抑制され、受注環境が変化する可能性があります。

なお、現時点におきましては、従業員の感染リスク削減策を実施しながら、生産、施工、サービスの現業部門は変わらず操業し、事務部門の在宅勤務と合わせて、従前とほぼ変わらない企業活動を継続しております。ただし、今後の影響につきましては新型コロナウイルスの収束状況ほか、市場動向なども踏まえて慎重に判断していきたいと考えております。

#### 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループは、第1に、世界をリードする「省エネ」「安心・安全」の製品とビジネスモデルを開発するため、コアポンプの製品力の強化・新製品の導入、IoTや3D技術を活用したサービス市場向け新システムの開発を行っております。発電所用ポンプ・海水淡水化プラント用ポンプ・送水用大容量高圧ポンプ・ゲリラ豪雨用排水ポンプなどにおいて、顧客ニーズの徹底的に合わせた製品の開発を行っており、IoTを活用した回転機械モニタリングシステム「TR-COM」を開発、販売を開始しております。今後、「TR-COM」を活用しての設備現場の省人化・無人化、データに基づく働き方、人の手を介さないサービスなどの提案などを行い、受注活動につなげてまいります。

第2に、外部環境の変動に左右されない強い企業体質の構築を進めるため、グローバル最適地生産体制の確立、設備の新鋭化による生産性の向上・生産能力拡大、プロセスイノベーションの定着化と継続的改善、スーパーバイザーの育成などを通じたサービスの拡大を進めております。今後、在庫管理の最適化や部品調達・加工のグローバルな水平展開などを通じたサプライチェーンの保全を行うこと、スーパーバイザーの育成・増員、サービス対象機器の拡大によるサービス事業の推進、「TR-COM」などITを活用することで、情報の一元化・生産性の向上、営業活動の迅速化・多様化などを推進してまいります。

第3に、しなやかな企業インフラ(仕組み・人)の構築を進めるため、CGCに対応した取締役会改革を進めた実効性の向上、日本の生産年齢人口の減少を踏まえて、ダイバーシティの促進や社内託児所の拡充、積極的・継続的に外国人採用の推進を行うことと合わせて、「働き方改革推進チーム」を発足することで、業務改革・制度改革・意識改革を進めております。

財務上の課題としては、強靱な財務体質の堅持のため、現預金など、資金の流動性の確保、特に海外大規模プロジェクトなど回収までの期間が長期にわたる債権管理の徹底、投資分野の選別及び優先順位の検討を行ってまいります。また、収益力向上のため、固定比率の低減、品質ロスコストの低減、業務見直しによるムダの削減などについて取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の収束後の世界を見据えて、「モノとコトのハイブリッド」新しい働き方や人手を介さないサービスを可能にする「TR-COM」を活用したデータに基づくソリューションの提供に努めてまいります。

当社グループは、100年の歴史で築いてきたレジリエンスと、世界中での実績と信頼を基盤に、いかなる状況下にあっても自らの責任と役割を果たし、ピンチをチャンスに変えて進化を続けます。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、中期経営計画にあるとおり、受注高、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益としております。

なお、2017年度に策定した中期経営計画の達成状況は以下のとおりです。

3カ年経営計画

単位：百万円

区 分	2017年度 (第137期)		2018年度 (第138期)		2019年度 (第139期)	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
受 注 高	44,000	42,233	45,000	51,768	46,000	48,824
売 上 高	44,500	45,381	46,000	48,154	46,000	47,126
営 業 利 益	2,000	1,257	2,000	1,731	900	1,220
経 常 利 益	2,500	1,549	2,000	2,275	800	1,324
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,800	854	1,400	2,183	100	543

(注) 国際会計基準(IFRS)は考慮しておりません。

2019年度計画は、2019年11月に下方修正を実施しました。

2019年度の当初計画、修正計画と実績は以下のとおりです。

区 分	2019年度	2019年度	2019年度	増減		増減	
	当初計画	修正計画	実績	当初計画比	増減率	修正計画比	増減率
受 注 高	46,000	46,000	48,824	2,824	6.1%	2,824	6.1%
売 上 高	46,000	46,000	47,126	1,126	2.4%	1,126	2.4%
営 業 利 益	2,500	900	1,220	1,280	51.2%	320	35.6%
経 常 利 益	2,500	800	1,324	1,176	47.0%	524	65.5%
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,800	100	543	1,257	69.8%	443	443.0%

受注高は、計画比2,824百万円増加(6.1%増)、売上高は、計画比1,126百万円増加(2.4%増)となりました。これはポンプサービス事業を行う海外子会社で受注高・売上高が想定を下回ったものの、受注高は官公需が増加、売上高は民需が増加したことによるものであります。営業利益は、計画比1,280百万円減少(51.2%減)、経常利益は当初計画比1,176百万円減少(47.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,257百万円減少(69.8%減)となりました。これは、中東における工事案件の契約先が破綻したことにより同社に対する貸倒引当金と工事損失引当金を計上したこと、ポンプに関わる無償に関するコストが増加したこと、風力発電施設への落雷による一時的な稼働停止が発生したこと、個別の製品保証引当金の取崩が発生したこと、新規の製品保証引当金の計上が少なかったことなどがあり、営業利益は、計画比320百万円増加(35.6%増)、経常利益は計画比524百万円増加(65.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は443百万円増加(443.0%増)となりました。

2017年に策定した「2019年中期経営計画」は、創業100周年を超えて飛躍していくための「仕上げ・準備の3年」と位置付け、基礎固めに注力して、初年度に掲げた課題を一つずつ実践してきました。なかでも「ハイテク化(イノベーション)」「グローバル化」「サービス化」に関しては様々な挑戦をし、大きく前進しました。一方、「生産性・業務品質力」は満足する水準に満たず、課題として残っています。これらの認識のもと次期中期経営計画の準備を進めてまいりましたが、現時点で新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見えておらず、当社グループの事業活動に与える影響を合理的に算定することができないため、開示を見送ることとさせていただきます。今後、合理的な予想が可能となった段階で、開示させていただきます。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容については、当社グループは、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるポンプ事業の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

## 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項については、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

### (1) 受注・売上の需要先別の動向と収益環境

当社グループの事業の核となるポンプ事業は、企業間の熾烈な受注競争が厳しさを増す状況下、当社グループの今後の収益環境は予断を許さぬ情勢が続くと考えられることから、景気動向の悪化が当社グループの経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

当社グループはこれらに対応するため独自性の高い製品・技術の研究・開発に注力し、水・新エネルギーなどの資源や環境問題など、時代が求める新たなニーズに適切に応える分野を強化しております。

### (2) グローバリゼーションに伴う為替リスク、カントリーリスク及びプロジェクト・マネジメントリスク

中近東をはじめとする大型プロジェクト案件については、見積・提案から成約を経て製造・据付・引渡しに至るまで長期に亘ることから、その間の為替変動に伴うリスクを負うほか、当該地域における政治的、経済的な社会情勢の急変や税制の変更が当社グループの事業運営に障害または遅延をきたす可能性があり、また、日本国内との慣習の違い等により人員管理や案件管理が期待する水準と異なる可能性があること等から計画どおりにプロジェクトが進捗しない可能性があり、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、カントリーリスク、プロジェクト・マネジメントリスクを軽減するため、為替予約、外貨建ての資材調達等の推進や現地での資材調達等をとおしてリスクヘッジを行っております。

また、世界市場の中で高い先端性のある技術を持っている企業は競争に打ち勝ち、市場獲得のチャンスが拡大します。当社グループは、こうした競争環境の現実に対して、ハイテクとサービス、グローバルに展開するマーケティング・研究／開発・生産体制・アウトソーシング等、新たな成長機会を指向する組織体制の構築を推し進めております。

### (3) 有価証券の保有に係るリスク

当社グループは、有価証券の売却を進めております。

保有有価証券は、今後の株式市場及び経済環境や企業収益の動向によっては株価下落等に伴うリスクが発生することも考えられ、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

当社グループは、かかる有価証券保有に伴うリスクを回避するために、今後とも保有有価証券の見直しを行っていく方針であります。

### (4) 設備工事及び機器製造における事故及び災害に係るリスク

当社グループの生産地域は大阪府高槻市の本社工場に集中しており、予期しない事故及び災害が発生したときは、生産能力が低下し、受注案件の適時出荷に障害が発生したり、事業体制の立直しのために多額のコストを要する場合があります。当社グループの経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

かかる事故及び災害に備えて、当社グループでは、全社的に安全のための行動を周知徹底し、対策を実施しております。過去において大きな被害をもたらす事故及び災害は発生してはおりませんが、これらの施策が事故や災害による損害を完全に阻止できる保証はありません。

### (5) 製品保証及び工事損失に係るリスク

当社グループでは、顧客の要望に十分に伝えるため、品質、機能、安全性、納期等に万全を期しておりますが、当社グループの製品に重大な不具合が存在するときは、予期せぬ追加工事が発生したり、リコールが発生する等により、多額の製品保証費用等が発生する可能性があり、会計上は製品保証引当金等を計上しているものの、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

### (6) 法的規制等に係るリスク

当社グループは、製造物責任法、独占禁止法、建設業法等、様々な法的規制を受けております。また、当社グループは海外でも事業を展開しており、各国の法的規制を受けております。

当社グループでは法令遵守の徹底を図っておりますが、法律・規制等が強化された場合や予期し得ない法律・規制等の導入・改正等があった場合は、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(7) 訴訟等に係るリスク

当社グループでは事業に関連して国内外の訴訟等の対象となるリスクが存在することを認識しており、将来、重要な訴訟等が提起された場合には、当社グループの経営成績及び財政状況に影響を与える可能性があります。

(8) 新型コロナウイルス感染症に係るリスク

新型コロナウイルスによる感染症の世界的な拡大により、各国において経済活動に制限がかけられ、生産・消費活動が大きく冷え込むことが予想されます。それに伴い、設備投資意欲の低下・経済活動の落ち込みに伴う原油価格の下落などにより、当社グループにおいて、今後の受注機会が減少したり、受注したプロジェクトの進捗に大きな影響を与える可能性があります。また、長期化した場合は、サプライチェーンの寸断により、部品調達に遅延が発生するなど、当社グループの生産活動そのものに影響がでる可能性があります。

また、緊急事態に伴う出張抑制・渡航制限等による、営業活動の制限・現地でのサービス活動の制限・立会検査等の遅れなどが長期化した場合、当社グループの事業活動及び経営成績に大きな影響を与える可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における世界経済は、第3四半期まで、米国と中国の間に発生した貿易摩擦の長期化や、欧州におけるEU離脱問題や移民問題などにより、景気の下振れリスクがありました。しかし、米国や欧州では、堅調な個人消費が続き、中国においても景気に減速傾向は見られたものの、先行き不透明ながら、比較的落ち着いた状況で推移しました。

その後、2020年1月に新型コロナウイルス（COVID-19）による感染症の大流行が中国で確認されると、瞬く間にグローバル化した世界へ蔓延し、2020年3月11日にはWHOによりパンデミックが宣言される事態となりました。世界各国において多数の感染者・死者が確認されるとともに、欧州・米国をはじめとして全世界で、国際的・国内的に大規模な移動制限が発動され、経済活動も大きく制限されました。また、これらの事態を受け、世界の株価指数や原油価格が大暴落するなど、収束の見通しが全く見えない中、世界経済に与える影響は計り知れないものとなっております。

我が国の経済においても、米中貿易摩擦の影響による輸出減少に伴う製造業の落ち込みや、消費税増税に伴う内需落ち込みなどはあったものの、安定した雇用に支えられ、比較的落ち着いた状況で推移してはいましたが、2020年に入り、新型コロナウイルスの感染拡大の結果、国際的な移動制限によるインバウンド需要の大幅な減少に加え、国内における外出や大規模イベントの自粛要請、感染者の発生や内需の冷え込みによる工場操業停止など、多くの業界で景気の悪化が避けられない状態で推移しました。

当ポンプ業界でも、世界人口増加に対応するため水資源を中心としたインフラ整備や、老朽化した設備の更新、異常気象に対応した集中豪雨対策など、ポンプに対する底堅い需要は今後も継続すると見込まれるものの、今回の新型コロナウイルスによるパンデミック発生により、世界的な投資計画が抑制され、受注環境が変化する可能性があります。

このような状況下、当社グループは、高効率ポンプの開発・製造・販売に注力するとともに、発電所・各種工場向けの省エネや更新の提案、官公需向けの新技术の提案を継続して展開いたしました。また、サービス事業強化のためのアジアを中心とした拠点拡大、工場の生産性向上のための新型加工設備導入などの積極的な投資を行いました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の受注高は48,824百万円（前連結会計年度51,768百万円比94.3%）となりました。

これを需要先別に見ますと、官公需は18,813百万円（前連結会計年度16,434百万円比114.5%）、民需は9,339百万円（前連結会計年度9,258百万円比100.9%）、外需は20,672百万円（前連結会計年度26,075百万円比79.3%）となりました。

当連結会計年度の売上高は47,126百万円（前連結会計年度48,154百万円比97.9%）を計上し、当連結会計年度末の受注残高としては50,640百万円（前連結会計年度48,942百万円比103.5%）を来期以降に繰り越すことになりました。

当連結会計年度の営業利益は、中東における工事案件の契約先が破綻したことにより、当社に対する貸倒引当金及び工事損失引当金合計707百万円を計上しましたが、1,220百万円（前連結会計年度は営業利益1,731百万円）となりました。

経常利益は、営業外費用として為替差損270百万円などが発生したものの、営業外収益として受取配当金293百万円が発生したことなどにより1,324百万円（前連結会計年度は経常利益2,275百万円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失として新本社工場ビル建替えに伴う固定資産処分損128百万円、期末において発生した株価下落の影響で投資有価証券評価損154百万円などが発生したことにより543百万円（前連結会計年度は2,183百万円）となりました。

当連結会計年度末における資産につきましては、前連結会計年度末に比べ286百万円増加し72,961百万円となりました。これは主に、中東における工事案件の契約先破綻に伴う流動資産の貸倒引当金増加(前連結会計年度比919百万円増加)、株価下落に伴う投資有価証券勘定の減少(前連結会計年度比1,624百万円減少)などがあったものの、仕掛品の増加(前連結会計年度比1,454百万円増加)及び本社ビルの建替に伴い建設仮勘定が増加(前連結会計年度比1,264百万円増加)したことなどによるものです。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ1,763百万円増加し39,490百万円となりました。これは主に、長期借入金の減少(前連結会計年度末比1,354百万円減少)があったものの、短期借入金（前連結会計年度末比1,008百万円増加）及び前受金が増加(前連結会計年度比950百万円増加)したことなどによるものです。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ1,477百万円減少し33,470百万円となりました。

#### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ341百万円増加し、16,265百万円となりました。なお、連結貸借対照表における「現金及び預金」には3ヶ月超の定期預金を前連結会計年度末には7百万円、当連結会計年度には11百万円を含んでいます。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は4,207百万円（前連結会計年度は3,769百万円の増加）となりました。これは、たな卸資産の増加1,820百万円（前連結会計年度は1,142百万円の減少）などの資金の減少があったものの、貸倒引当金の増加908百万円（前連結会計年度は96百万円の増加）及び前受金の増加965百万円（前連結会計年度は773百万円の減少）及び仕入債務の増加784百万円(前連結会計年度は3百万円の増加)などの資金の増加があったことによるものです。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は1,976百万円（前連結会計年度は1,438百万円の減少）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出2,242百万円（前連結会計年度は1,558百万円の支出）及び無形固定資産の取得による支出226百万円（前連結会計年度は69百万円の支出）などの資金の減少があったことによるものです。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は1,672百万円（前連結会計年度は2,150百万円の増加）となりました。これは、長期借入れによる収入500百万円（前連結会計年度は5,307百万円の収入）などの資金の増加があったものの、長期借入金の返済による支出913百万円（前連結会計年度は2,639百万円の支出）、配当金の支払額679百万円(前連結会計年度は490百万円の支出)などの資金の減少があったことによるものです。

生産、受注及び販売の実績

イ 生産実績

当連結会計年度における生産実績を事業の内容ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の内容	金額(百万円)	前年同期比(%)
ポンプ事業	49,403	106.0
その他	995	76.9
合計	50,398	105.2

(注) 金額は販売価額によっており、消費税等は含まれておりません。

ロ 受注状況

当連結会計年度における受注高及び受注残高を事業の内容ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の内容	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
ポンプ事業	48,028	95.5	50,530	104.0
その他	795	54.9	109	32.0
合計	48,824	94.3	50,640	103.5

(注) 金額には、消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度における需要先別の受注高及び受注残高の構成比

需要先別		受注高(%)	前年同期構成比(%)	受注残高(%)	前年同期構成比(%)
国内	官公需	38.5	31.7	29.6	25.7
	民需	19.1	17.9	12.6	13.2
外需		42.4	50.4	57.8	61.1
合計		100.0	100.0	100.0	100.0

ハ 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の内容ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の内容	金額(百万円)	前年同期比(%)
ポンプ事業	46,097	98.2
その他	1,028	85.8
合計	47,126	97.9

(注) 1 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、前連結会計年度及び当連結会計年度に、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため記載を省略しております。

2 金額には、消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度における需要先別販売実績の構成比

需要先別		販売実績(%)	前年同期構成比(%)
国内	官公需	34.8	33.1
	民需	19.9	17.7
外需		45.3	49.2
合計		100.0	100.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討等

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績は、当連結会計年度末における資産は、前連結会計年度末に比べ286百万円増加し72,961百万円となりました。これは主に、中東における工事案件の契約先破綻に伴う流動資産の貸倒引当金の増加(前連結会計年度末比919百万円増加)、当連結会計年度末における東証株価指数下落に伴う投資有価証券勘定の減少(前連結会計年度末比1,624百万円減少)などはあったものの、仕掛品の増加(前連結会計年度末比1,454百万円増加)、本社ビルの建替に伴い建設仮勘定が増加(前連結会計年度末比1,264百万円増加)したことなどによるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べ1,763百万円増加し39,490百万円となりました。これは主に、長期借入金の減少(前連結会計年度末比1,354百万円減少)があったものの、短期借入金の増加(前連結会計年度末比1,008百万円増加)、前受金の増加(前連結会計年度末比950百万円増加)などが発生したことによるものですが、借入金の増減は、期間経過に伴い、長期借入金から短期借入金となったものであり、新規借入金は、500百万円であります。また、中東における工事案件の契約先破綻に伴い工事損失引当金が増加(前連結会計年度末比246百万円増加)はありましたが、新規個別製品保証引当案件が減少したため、製品保証引当金は減少(前連結会計年度末比202百万円減少)しました。

純資産は、前連結会計年度末に比べ1,477百万円減少し33,470百万円となりました。これは親会社株主に帰属する当期純利益543百万円は発生しましたが、100周年記念配当を含む配当金の支払いが680百万円あったこと、当連結会計年度末に東証株価指数が下落したことに伴うその他有価証券評価差額金が減少(前連結会計年度末比816百万円減少)したことによります。

当連結会計年度の売上高は47,126百万円(前連結会計年度48,154百万円比97.9%)を計上し、当連結会計年度末の受注残高としては50,640百万円(前連結会計年度48,942百万円比103.5%)を来期以降に繰り越すことになりました。売上高については、国内官需・民需は増加したものの、外需が落ち込んだため、前連結会計年度からは減少しましたが、3カ年中期経営計画目標を達成することが出来ました。

当連結会計年度の営業利益は、中東における工事案件の契約先破綻により同社に対する貸倒引当金及び工事損失引当金合計707百万円を計上したことや、UAEにおけるサービス子会社において前連結会計年度から減収減益となったこと、新製品に関する無償コストが増加したこと、風力発電設備への落雷事故に伴う売電収入の減少と修繕費の増加などが発生したことなどにより、前連結会計年度から510百万円減少の1,220百万円(前連結会計年度1,731百万円)となりましたが、3カ年中期経営計画目標は達成することは出来ました。

当連結会計年度の経常利益は、営業外収益として受取配当金293百万円が発生したこと、営業外費用として為替差損の増加(前連結会計年度比194百万円増加)や固定資産除却損が46百万円発生したことなどにより1,324百万円(前連結会計年度は経常利益2,275百万円)となり、前連結会計年度から951百万円減少しましたが、3カ年中期経営計画目標を達成することは出来ました。

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失として、新本社工場ビル建設に伴い鑄造工場を一部解体したことによる固定資産処分損128百万円、政策保有株式の売却を進めたことによる投資有価証券株式売却損が33百万円、当連結会計年度末で、東証株価指数が下落したことに伴い、保有していた5銘柄が減損対象となり、投資有価証券評価損154百万円が発生したこと、また、中東における工事案件の契約先破綻などによる収益悪化により一部繰延税金資産の取崩を行ったことで543百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益2,183百万円）となり前連結会計年度から1,604百万円減少しましたが、3カ年中期経営計画目標を達成することは出来ました。

当社グループに重要な影響を与える要因としましては、需要先の動向と収益環境の変化、グローバル化に伴う為替動向、世界動向、保有有価証券の株価動向、事故及び災害、製品に対する重要な不具合、法的規制、訴訟等に加え、新型コロナウイルス感染症などによる世界的パンデミックについても、新たに検討を進めています。

需要先の動向と収益環境の変化に対応するために、研究・開発に注力し、水・新エネルギーなどの資源や環境問題など時代が求める新たなニーズに適切に応える分野を強化するとともに、採算面の改善を図っております。

グローバル化に伴う為替・世界動向に対応するために、為替予約、外貨建ての資材調達等の推進や現地での資材調達を行っております。

保有有価証券に対する株価動向に対応するために、資産圧縮方針のもと保有有価証券の見直し、売却を行っております。

事故及び災害に対応するために、グループ全体に安全のための行動と対策を周知徹底しております。

製品に対する重大な不具合に対応するために、会計上適切な引当金を計上することに加え、品質マネジメント部門を強化し、品質、機能、安全性、納期等に万全を期しております。

法的規制に対応するために、本社内に法務部門を設置し様々な法的規制の検証を行うとともに、CSR部門において法令遵守の徹底を含めた教育を行っております。

訴訟等に対応するために、契約留意事項の確認や、片務的契約の排除等、契約内容の事前検証を行っております。

今回の新型コロナウイルス感染症に対応するため、本社・工場内におけるマスク着用、来訪者に対する検温の実施、手洗い・うがいの徹底などの対策をとるとともに、可能な限りの時差出勤・時短勤務の実施及び全事務職員の在宅勤務実施などを行いました。今後、新型コロナウイルス感染症に関わらず、必要とされる事象が発生した場合は、これらの対応を即時に実施します。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

#### キャッシュ・フローの状況と分析

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローは、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

#### 資本の財源及び資本の流動性

当社グループの資金需要は、営業活動につきましては、生産活動に必要な運転資金（材料・外注費及び労務費等）、受注獲得のための販売手数料及び研究開発費が主な内容であります。投資活動につきましては、生産活動のための固定資産の更新及び生産能力・サービス能力アップのための設備投資が主な内容であります。財源としては、自己資本及び銀行からの借入金を主体とした負債となっております。

手元流動性としては、当連結会計年度末は、現金及び預金とし、16,277百万円を確保しており、手元流動性比率としては4.14となっておりますが、当社グループは年度末に売上が集中することが多く、年度末に資金不足とならないようにしております。また、老朽化し耐震性に問題のある本社ビルの建替えを始めとして、設備投資を積極的に進める方針であり、手元流動性に余裕を持たせることとしております。

また、新型コロナウイルス感染症による影響を懸念し、2020年4月、5月において、短期借入を実施しましたが、短期的な運転資金に影響は見られず、6月において全額返済しております。

#### 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成しております。この連結財務諸表の作成にあたりましては、会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に与える見積りを必要とします。これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1.(1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針が、連結財務諸表作成における重要な見積りの判断に影響を及ぼすと考えております。

##### (ア) たな卸資産の評価

当社グループは、たな卸資産について、期末における収益性の低下の有無を判断し、収益性が低下していると判断されたものについては、帳簿価額を正味売却価額または処分見込価額まで切り下げております。

収益性の低下の有無に係る判定は、原則として個別品目ごとに、その特性や市況等を総合的に考慮して実施しております。

また、受注工事に係るたな卸資産については、工事損失引当金により収益性の低下を反映させております。

##### (イ) 有価証券の評価

当社グループは、その他有価証券のうち時価のある有価証券について時価評価を行い、評価差額については税効果会計適用後の純額を、その他有価証券評価差額金として純資産の部を含めて表示しております。

減損処理にあたっては、時価が取得価額の50%以上下落した場合のほか、時価回復の可能性をもとに判断しております。

##### (ウ) 債権の回収可能性

当社グループは、金銭債権の回収可能性を評価して貸倒見積高を算定し、貸倒引当金を計上しております。

貸倒見積高算定の対象となる債権は、日常の債権管理活動の中で、債権の計上月や弁済期限からの経過期間に債務者の信用度合等を加味して区分把握しております。

貸倒見積高の算定に際しては、一般債権については貸倒実績率を適用し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に相手先の財務状況等を考慮して、回収可能性を吟味しております。

##### (エ) 退職給付費用及び債務

当社グループの退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出しており、その主要な前提条件は退職給付債務の割引率及び年金資産の期待運用収益率であります。

割引率は、従業員の退職給付の見込み支払日までの平均期間に対応する期間の日本の国債利回りを基礎に設定しております。

また、年金資産の長期期待運用収益率は、保有している年金資産のポートフォリオ及び過去の運用実績、収益の将来見通しを総合的に判断して設定しております。

##### (オ) 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかの回収可能性を検討し、回収が不確実であると考えられる部分に対して評価性引当額を計上して繰延税金資産を減額しております。

回収可能性の判断に際しては、将来の課税所得の見積額と実行可能なタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。

##### (カ) 工事進行基準

当社グループは、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準を適用しております。工事進行基準による完成工事高の計上額には工事原価総額の見積りにより収益及び損益の額に影響を与えます。工事施工中の事故・災害の発生等による予定外の費用により工事原価総額が変動した場合には、完成工事高や工事損失引当金の計上額が変動する可能性があります。なお、工事の進捗率の見積りは原価比例法を適用しております。

(キ) 製品保証引当金

当社グループは、将来発生すると予想される無償保証工事費用に備えるため、製品保証引当金を過去の実績に基づいて算定し、計上しています。

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社グループ事業への影響としましては、4月・5月の緊急事態宣言下であっても、インフラを担う企業として、従業員の感染リスク削減策を実施しながら、生産・施工・サービスの現業部門は変わらず操業をしており、受注残高のある中、短期的には大きな影響はないと判断しております。しかしながら、今後の景気動向により、世界的に投資計画が抑制された場合、受注環境が変化する可能性もあり、適宜、見積りの見直しを実施することとしております。

4【経営上の重要な契約等】

(技術供与)

契約会社名	契約先		契約の内容	対価の受取	契約期間
	国名	名称			
(株)西島製作所	インドネシア	PT.TORISHIMA GUNA INDONESIA	1 ポンプのライセンス生産並びに生産ノウハウの供与 2 部品の製造及び製品の組立に関する技術的援助	一定率のロイヤリティ	1998年1月から 2021年1月まで (契約期限到来後は1年ごとに自動更新)
(株)西島製作所	中国	西島ポンプ(天津)有限公司	1 ポンプのライセンス生産並びに生産ノウハウの供与 2 部品の製造及び製品の組立に関する技術的援助	一定率のロイヤリティ	2010年12月から 2022年12月まで (契約期限到来後は1年ごとに自動更新)

5【研究開発活動】

当社グループ(当社及び連結子会社)の研究開発活動は、研究開発部及びプラントエンジニアリング部が中心となり、ポンプ事業、新エネルギー・環境事業に係る市場ニーズに応えるため、中長期製品計画等に基づく重点テーマを設定して推進しており、当連結会計年度の研究開発関連費用としては総額353百万円を投入しております。

海水淡水化分野では、2017年に市場投入した高効率型のRO法海水淡水化プラント向け高圧ポンプの受注は引き続き好調です。また、高効率・大容量化するポンプニーズに対し、これまでに培ってきた流体および構造解析技術を駆使し、新たなポンプ開発に取り組んでおります。

送水分野においては、中東など長距離かつ高低差のある地形で高圧送水が可能な大型送水用ポンプの開発設計を行い、中東地域を中心とした送水ポンプ受注に貢献しました。さらに、近年の海外での人口増加や経済発展に伴い、水インフラの拡充が進むなか、大型でかつ高揚程の下水道用ポンプ需要も増えつつあり、高効率・高吸込性能かつ無閉塞化の二律背反する難しい要求に応えるべくポンプ開発を進めております。

エネルギー分野では、全般的に火力発電所への投資は減少しているものの、アメリカを中心としてコンバインドサイクル用高負荷変動対応型ボイラ給水ポンプをコンスタントに受注しており、引き続きお客様から評価をいただいております。

ポンプの高性能・高速化への対応かつ、お客様のニーズにあった製品をどこよりも速く開発するために、大学と共同で開発を行った多目的最適化システムを大規模クラスシステムと組合せ、性能と開発スピード両方を同時に向上させることに成功。さらには、3Dプリンタを新規導入し、試作試験にかかる時間を削減することで、開発のリードタイムが大幅に短縮されました。

ポンプの高速化時に課題となるキャピテーションエロージョンについては、検証用試験ループを活用して物理データを収集し、壊食速度予測の高精度化を図ることで新製品の品質向上を継続的に努めております。

また、ロータダイナミクス、構造及び材料関連の要素技術については、大学やコンサルタント等の外部機関を積極的に活用することで、基礎的研究を共同で実施中であります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、当連結会計年度において主力事業であるポンプ事業を中心に総額2,469百万円の設備投資を実施しております。

主な設備投資としては、本社ビルの建替、ポンプ事業における既存設備の更新・付帯設備及び機械の増強等を行い、その所要資金は自己資金及び借入金で賄っております。

#### 2【主要な設備の状況】

上記ポンプ関連事業を主事業とする当社グループ（当社及び連結子会社）における主たる設備の状況は次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社及び工場 (大阪府高槻市)	ポンプ事業 環境事業 新エネルギー事業	本社機能 生産設備	3,293	1,156	1,436 (93,075)	449	1,721	8,056	681 〔59〕
九州工場 (佐賀県武雄市)	ポンプ事業	生産設備	100	-	629 (57,495)	-	0	730	- 〔-〕
東京支社 (東京都品川区) 他計13支社・支 店、7営業所、4 海外事務所、1 サービス工場	ポンプ事業	事務所設 備	4	5	25 (690)	2	2	40	213 〔2〕
その他	新エネルギー 事業ほか	風力発電 設備ほか	2	276	81 (14,082)	-	0	360	- 〔-〕
合計	-	-	3,402	1,438	2,172 (165,343)	451	1,724	9,187	894 〔61〕

##### (2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
(株)九州トリシマ (佐賀県武雄市)	ポンプ事業	生産設備	36	107	- (-)	-	4	149	72 〔5〕

(3) 在外子会社

2020年3月31日現在

会社名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO. (アラブ首長国連 邦)	ポンプ事業	生産設備	281	206	- (-)	67	46	601	146 [-]
西島ポンプ(天 津)有限公司 (中国)	ポンプ事業	生産設備	200	104	- (-)	59	27	391	70 [-]
PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING (インドネシア)	ポンプ事業	生産設備	144	8	94 (15,000)	-	3	251	67 [-]
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD. (インド)	ポンプ事業	生産設備	120	17	82 (8,123)	-	4	225	42 [-]

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」及び「建設仮勘定」の合計であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
- 2 提出会社の支社、支店等の建物は賃借しております。(年間賃借料163百万円)
- 3 従業員数の[-]は、臨時従業員数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	事業の内容	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本社・工場	大阪府 高槻市	共通	本社 工場・ビル	5,490	1,417	自己資本 銀行借入	2018年 4月	2021年 2月
本社・工場	大阪府 高槻市	ポンプ事業	ポンプ生産設備	288	-	自己資本 銀行借入	2019年 9月	2021年 2月

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

なお、現在の本社ビルについては、耐用年数を移転予定年月まで繰り上げを行ったため、除却損は発生しません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,512,179	29,512,179	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	29,512,179	29,512,179	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

ストックオプション制度の内容は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しております。

##### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2019年9月30日 (注)	376,900	29,512,179		1,592		4,610

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	28	27	70	71	1	5,220	5,417	-
所有株式数(単元)	-	95,777	1,610	72,251	44,058	1	81,155	294,852	26,979
所有株式数の割合(%)	-	32.5	0.6	24.5	14.9	0.0	27.5	100.0	-

(注) 自己株式2,491,912株は、「個人その他」に24,919単元、「単元未満株式の状況」に12株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
公益財団法人原田記念財団	佐賀県武雄市若木町川古字道免木9857番地13	2,810	10.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,984	7.4
GOLDMAN,SACHS & CO.REG	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA	1,465	5.4
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	1,286	4.8
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	1,266	4.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,007	3.7
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	666	2.5
株式会社栗本鐵工所	大阪市西区北堀江一丁目12番19号	652	2.4
株式会社日阪製作所	大阪市北区曾根崎二丁目12番7号	619	2.3
THE BANK OF NEW YORK-JASDECT REATY ACCOUNT	AVENUE DES ARTS 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM	572	2.1
計	-	12,332	45.6

(注) 1 公益財団法人原田記念財団は、水力学、流体力学、流体機械等自然科学の分野で、学術研究、応用に従事している個人または団体に対する助成援助を行う等、わが国の科学技術、学術文化及び教育の向上、地域社会の発展に寄与することを目的とする公益法人であります。

2 2019年11月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、DALTON INVESTMENTS LLCが2019年11月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。その大量保有報告書に係る変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
DALTON INVESTMENTS LLC	1601 CLOVERFIELD BLVD., SUITE 5050N, SANTA MONICA, CA 90404, USA	2,764	9.37

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,491,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,993,300	269,933	-
単元未満株式	普通株式 26,979	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	29,512,179	-	-
総株主の議決権	-	269,933	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式12株が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西島製作所	大阪府高槻市 宮田町一丁目1番8号	2,491,900	-	2,491,900	8.4
計	-	2,491,900	-	2,491,900	8.4

(8)【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、2020年5月26日開催の取締役会決議に基づき、従業員インセンティブプラン「株式給付信託(ESOP)」を再導入しております。

「ESOP信託」の概要

ESOP信託とは、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)を参考に、わが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであり従業員持株会と信託を組み合わせることで、信託ファンドは持株会が将来にわたって購入する株式を一括して確保することができ、合わせて従業員の福利厚生制度の拡充、従業員のモチベーションアップなどの目的を実現することも可能な制度であります。

当社が西島製作所従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数に応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括に弁済するため、従業員への追加負担はありません。

従業員等に取得させる予定の株式の総数又は総額

530,000,000円

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受け取ることができる者の範囲

株式給付信託(ESOP)制度は、株式交付規程に基づき株式給付を受ける権利を取得した当社グループの社員を対象としております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び  
会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年5月14日)での決議状況 (取得期間 2019年5月15日~2019年9月30日)	600,000	600,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	376,900	381,947,400
残存決議株式の総数及び価額の総額	223,100	218,052,600
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	37.2	36.3
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	37.2	36.3

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	226	227,610
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	376,900	262,137,719	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (注) 1	36,383	24,320,944	-	-
保有自己株式数	2,491,912	-	2,491,912	-

(注) 1 当事業年度の内訳は、譲渡制限付株式の処分(株式数36,383株、処分価額の総額24,320,944円)であります。

2 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り又は売渡しによる株式数は含まれておりません。

### 3【配当政策】

当社グループの配当方針は株主各位への安定的配当を継続することを基本とし、新たな成長のための投資に利益配分を配分することを考慮して、配当性向は30%を目安としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、当社は機動的な資本政策が行えるように、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

また、会社法第454条第5項に定める中間配当についても、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度は、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、1株当たり普通配当9円とし、既に実施済みの中間配当金9円を合わせ年間1株当たり18円とさせていただきます。

また、内部留保資金につきましては、新たな成長を目指して、高度化するポンプ及び関連機器に対する新技術・新商品開発、ポンプ等のサービス市場に対応するソフトウェア開発及びサービスネットワーク拡大、生産性向上・生産能力拡大のための設備投資、地球環境保全のための環境事業展開等のために有効に投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は連結配当規制適用会社であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2019年11月13日 取締役会決議	243	9
2020年5月26日 取締役会決議	243	9

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

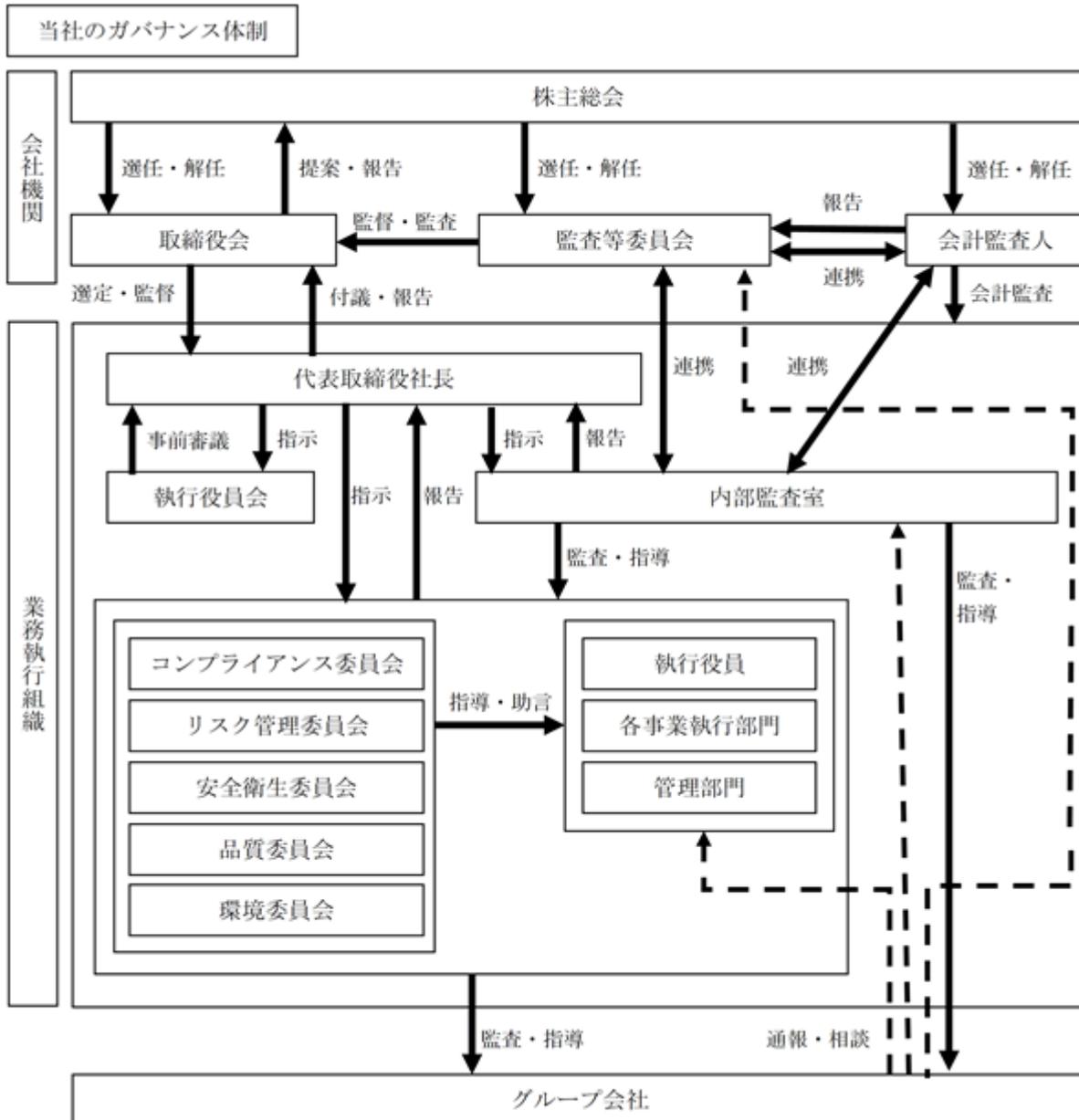
##### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さぬ」を社是として、「私たちはポンプを愛し、世界によりよい変化を生み出すために、進化し続けます。」という経営理念の下、全てのステークホルダーに配慮した経営を行っています。当社の全ての役員・従業員は、個々のコンプライアンスの実践が企業倫理を形成していくとの強い決意をもって、組織及び個人が一体となってコンプライアンスに取組み、内部統制システムの充実とコーポレート・ガバナンス体制の強化を推進しています。

企業統治の体制の概要及び当該体制を利用する理由

当社の企業統治の体制の模式図は、以下のとおりであります。



## イ 企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社であり、コーポレート・ガバナンス体制の主たる機関として取締役会、監査等委員会及び会計監査人のほか、執行役員会やコンプライアンス委員会などを設置しております。

### (a) 取締役会

取締役会は9名の取締役（うち5名は監査等委員である取締役）で構成され、原則として毎月1回定例の取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催します。取締役会は月次の営業報告に加え、法令、定款及び取締役会規則等に定められた事項について審議を行い、取締役相互に質疑、提案並びに意見を交換することにより、取締役の業務執行状況を監視し、監督しております。

### (b) 監査等委員会

監査等委員会は、常勤取締役1名と社外取締役4名で構成されております。監査等委員である取締役は、定例取締役会及び臨時取締役会に出席し、各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき必要に応じて意見を述べるほか、監査等委員会による監査や必要に応じて他の取締役及び使用人から報告・説明を受けております。また常勤取締役がその他の社内の重要会議への出席や重要な決裁書類の閲覧などを実施することにより、取締役等の業務執行状況を十分に把握できる体制をとっております。

また、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換や意見交換を行い、相互連携を図っております。

### (c) 会計監査人

当社は会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を結んでおり、会計監査を委託しております。会計監査人は、監査項目、監査体制、監査スケジュール等を内容とするリスクアプローチに基づく監査計画を立案し、第1四半期から第3四半期まで四半期毎にレビュー報告会を、また期末には期末決算に関する会計監査報告会を開催し、監査等委員会に対して報告しています。なお、以上の報告会には、経理を主管するサポート本部長、経理部長及び内部監査室長も参加しています。

### (d) 執行役員会

当社は、執行役員制度を導入しており、経営における監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役員の責任と役割を明確にしております。

執行役員会議は執行役員等により構成され、経営の執行に係る社長の最高協議機関として、業務執行における重要課題の事前審議、経過及び結果報告等の場として設置しております。同会議は、迅速かつ適切な経営判断を行うため、原則として毎週1回開催しております。

### (e) コンプライアンス委員会

当社は、当社におけるコンプライアンス推進の方針及びコンプライアンスに関する各種問題の審議、再発防止策の策定、各種提言を行う組織として、社長を委員長とし、各本部長等を委員とするコンプライアンス委員会を設置しております。

### (f) リスク管理委員会

当社は、平常時における全社的なリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を協議・承認し、再発防止策の策定、各種提言を行う組織として、社長を委員長とし、執行役員を委員とするリスク管理委員会を設置しております。

### (g) 安全衛生委員会

当社は、当社の安全衛生マネジメントシステムがISO-45001規格に適合し、当社の安全衛生方針に対し適切でありかつ有効に機能することを確実にするために、労働者の危険または健康障害を防止するための基本となるべき対策（労働災害の原因及び再発防止対策等）などの重要事項について審議を行い、その結果を社長に報告する組織として、社長が指名する委員長および2名の副委員長と安全管理者、衛生管理者、産業医のうちから社長が指名した者及び労働組合が推薦した者を委員とする安全衛生委員会を設置しております。

### (h) 品質委員会

当社は、当社の品質マネジメントシステムがISO-9001規格に適合し、当社の品質方針に対し適切でありかつ有効に機能することを確実にするために、品質管理に係る各種の事項について審議を行い、その結果を社長に報告する組織として、品質マネジメント部長を委員長とし、各本部長・関連各部長等を委員とする品質委員会を設置しております。

### (i) 環境委員会

当社は、当社の環境マネジメントシステムがISO-14001規格に適合し、当社の環境方針に対し適切でありかつ有効に機能することを確実にするために、環境マネジメントシステムの妥当性・適合性及び有効性の審議を行い、その結果を社長に報告する組織として、生産本部長を委員長とし、各本部長・関連各部長等を委員とする環境委員会を設置しております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。( は議長・委員長、 はメンバー・委員を表す)

役 職 名	氏 名	取締役会	監査等 委員会	執 行 会 役 員 会	委 員 会				
					コ ン プ ラ イ ア ン ス	リ ス ク 管 理	安 全 衛 生	品 質	環 境
代表取締役社長 最高執行役員社長	原田 耕太郎								
代表取締役 専務執行役員 経営企画室長兼 サポート本部長	羽牟 幸一郎								
代表取締役 専務執行役員 社会システム本部長	久島 哲也								
取締役 執行役員 サポート本部副本部長兼 総務部長	高橋 広人								
取締役(常勤監査等委員)	福田 豊								
社外取締役(監査等委員)	津田 晃								
社外取締役(監査等委員)	伯川 志郎								
社外取締役(監査等委員)	秋山 洋								
社外取締役(監査等委員)	井植 敏雅								
専務執行役員 経営企画室長兼海外本部長	Alister Flett								
常務執行役員 産業本部長	昼沢 義則								
執行役員 技術本部長	石田 正彦								
執行役員 生産本部長	大家 満彦								
執行役員 調達部長	和田 章弘								
執行役員 情報システム室 長	伊藤 順								
執行役員 経理部長	馬淵 淳夫								
品質マネジメント部長	牛田 仁志								
その他部課長等				-	-	-	20	18	10

□ 企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社として、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能をより一層強化し、また、豊富な経験や見識及び専門的知見を備えた4名の社外取締役(監査等委員)を配置することにより、監査等委員会の独立性を担保し、取締役会及び執行役員会の迅速な意思決定とともに、透明性の高い効率的な経営のための企業統治の体制が機能しているものと判断しております。

## 企業統治に関するその他の事項

### イ 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制システム）の整備基本方針を定めました。

本内部統制システムを確実に実施するとともに、本システム及びそれに関する社内規程等は必要に応じた見直しを行い、効率的で適法な企業体制の維持・改善を図っております。

### ロ コンプライアンス体制

(a) 当社は、「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さぬ」の社是のもと、法令遵守、公平・公正、社会倫理に反する行為の禁止、風紀・秩序の維持、差別の禁止、違反については是正措置などの基本姿勢を定め、取締役及び使用人はその内容を遵守すべく、周知徹底を図るものとします。

(b) 職場での企業倫理等に関する相談窓口及び「コンプライアンス委員会」を当社に設置し、当委員会は、(ア)当社及び子会社から成る当社グループの遵法体制・倫理体制の構築と、これらの状況把握、(イ)企業倫理に関する内部監査の結果について各執行部門へ指導・助言、(ウ)企業倫理に関する教育計画、教育活動についての指導・助言、(エ)社内通報に関する対応について相談窓口へ指導・助言を任務とします。

(c) 当社は、取締役及び使用人に対し、担当部門からコンプライアンス及び法令等に関する定期的な情報の提供を行い、またコンプライアンスに関する教育・啓発活動を必要に応じて行います。

### ハ リスク管理体制

当社は、法務・財務・労務リスク、事故・自然災害リスク、政治・経済・社会リスクを適切に管理するため、平常時における全社的なリスクマネジメント推進及び緊急時におけるリスク対策につき社内規程を定めるなどリスク管理体制の整備を行っております。

### ニ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(a) 当社は、当社及び子会社から成る当社グループが相互に協力し、ともに企業価値の向上を図るために管理体制を整備し、子会社に対する支援及び経営指導・監督、管理を行っております。

(b) 当社は、当社及び子会社から成る当社グループ全体の業務の適正性を確保するため、子会社に事業内容、規模等を考慮した内部統制システム構築の基本方針に沿った内部統制システムを整備させ、当社の担当部門はその状況を確認しております。

### ホ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(a) 当社は、反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応します。

(b) 当社は、平素より関係行政機関、弁護士等からの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに対処できる体制を構築しております。

### ヘ 責任限定契約

当社は、社外取締役の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

### ト 取締役の定数、選任決議

取締役の定数は、取締役（監査等委員であるものを除く）は7名以内、監査等委員である取締役は5名以内となっております。

また、取締役の選任決議は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別した上で、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。なお、取締役の選任は累積投票によっておりません。

### チ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会を円滑に運営することを目的とするものであります。

リ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ヌ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

ル 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

ロ 取締役の責任免除

当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ワ 株式会社の支配に関する基本方針について

(a) 基本方針の内容

当社は、株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じることがどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきと考えています。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要かつ十分な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(b) 基本方針の実現のための取組みについて

当社は、明らかに当社グループの企業価値あるいは株主の皆様のご利益を害すると判断される買付行為に対しては、第127回定時株主総会におきまして、以下の取組み（事前警告型買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を行うことを決議し、第136回定時株主総会において一部変更を加え決議し、第139回定時株主総会において継続することを決議しております。

本プランの概要は以下のとおりです。なお、本プランの全文は、次の当社ウェブサイトに掲載しております。<http://www.torishima.co.jp/>

本プランは、取締役の保身を旨とするものであってはならず、株主共同の利益を確保するものとして株主総会において決議されることが前提となります。

(c) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

）当社取締役会は上記(b)の取組みは上記(a)の基本方針に沿ったものであり、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付行為を行おうとする場合または当社取締役会の決議だけで対抗措置の発動を決議する場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の意思を直接確認するものであることから株主共同の利益を損なうものではないと判断します。

）当社取締役会は上記(b)の取組みは合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していることから、当社役員等の地位の維持を目的とするものではないと判断します。

## 1. 本プランの目的

当社は、株式の大規模買付行為を全て否定するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、企業価値を毀損し、株主共同の利益を害することになる場合があります。わが国の過去の事例から明らかになっております。

当社は、1世紀近くの長年にわたり、お客様のニーズに応えたポンプを一貫して供給することにより、また納入済みのポンプに対するサービスを提供し続けることにより、お客様に安全・安心を提供し、お客様からの信頼を積み重ね、企業価値向上を図ってまいりました。

ところが、もし、株式の大規模買付行為が当社の行ってきた企業価値向上の取組みに逆行するものであれば、株主共同の利益を害することにもなりかねません。

そこで、当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

## 2. 本プランの内容

本プランに係る手続き

対象となる大規模買付行為

本プランは以下の( )又は( )に該当する当社株式等の買付け、又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行ない、又は行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

( )当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

( )当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

( )買付者等の概要

イ 氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ 代表者の役職及び氏名

ハ 会社等の目的及び事業の内容

ニ 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要

ホ 国内連絡先

ヘ 設立準拠法

( )買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

( )買付者等が提案する大規模買付行為の概要(買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。尚、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

#### 「本必要情報」の提供

上記の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断、並びに当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記（ ）ホの国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

ただし、買付者等が、下記情報の一部について提供することができない場合には、当社は、買付者等に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ( ) 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名氏及び職歴等を含みます。）
- ( ) 大規模買付行為の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- ( ) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- ( ) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質の提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- ( ) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ( ) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ( ) 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- ( ) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ( ) 大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ( ) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の（ ）又は（ ）の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- ( ) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には上限として60日間
- ( ) その他大規模買付行為の場合には上限として90日間

ただし、上記( ) ( )いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとし、当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

#### 取締役会の決議

当社取締役会は、上記 の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとし、

( ) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が上記 から までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、かつ対抗措置の発動が相当と認められる場合には、例外的措置として、対抗措置の発動の決議を行うものとし、

( ) 買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがある場合

当社取締役会は、上記( )に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあるものと認められる場合であっても、対抗措置の発動決議を行うことが相当と認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記 に定める手続きを行うものとし、

この場合、当社取締役会は、下記 に定める株主意思確認総会又は書面投票の決定に従って、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとし、

( ) 買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は上記( )及び( )に定める場合を除き、対抗措置の不発動の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記( ) ( ) ( )の決議を行なった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### 株主意思の確認

当社取締役会は、上記 ( )に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するものとし、株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日(以下、「投票基準日」といいます)を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による実質株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとし、

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、( )買付者等が大規模買付行為を中止した場合、又は( )対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと思われる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとし、

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### 大規模買付行為の開始

買付者等は、上記 から に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動、又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

#### 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記 に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記 に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記 に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

#### 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2020年6月26日開催の定時株主総会決議の日から、2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

### 3. 本プランの合理性

#### 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

#### 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

#### 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記2. ( ) に定められた場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、上記2. に記載した通り、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

#### 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

#### 4. 株主及び投資家の皆様への影響

##### 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2. に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

##### 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に登録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

##### 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に登録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 -名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長 最高執行役員 社長	原 田 耕太郎	1961年10月2日生	1984年4月 ㈱大和銀行入行 1997年5月 ㈱大和銀行信託財産部部長代理 1997年7月 当社入社 1998年8月 当社社長室長 1999年6月 当社取締役 2000年8月 当社社長室長兼営業本部副本部長 2001年6月 当社常務取締役 当社営業本部長 2004年6月 当社代表取締役専務 2006年6月 当社代表取締役社長(現在) 当社最高執行役員社長(現在)	(注)3	417
代表取締役 専務執行役員 経営企画室長兼 サポート本部長	羽 牟 幸一郎	1967年12月7日生	1991年4月 当社入社 2009年4月 当社TGT技術部長 2011年3月 当社アプリケーション・エンジニアリング部長兼TGT営業部長 2012年4月 当社執行役員アプリケーション・エンジニアリング部長兼TGT営業部長 2013年4月 当社執行役員技術本部長 2015年4月 当社常務執行役員技術本部長 2016年4月 当社常務執行役員技術本部長兼研究開発部長 2017年6月 当社取締役 2019年4月 当社専務執行役員経営企画室長兼技術本部長兼研究開発部長 2019年6月 当社代表取締役(現在) 2020年4月 当社専務執行役員経営企画室長兼サポート本部長(現在)	(注)3	107
代表取締役 専務執行役員 社会システム本部長	久 島 哲 也	1961年1月25日生	1985年4月 当社入社 2001年6月 当社風力発電営業部長 2004年7月 当社調達部長 2005年7月 当社調達本部長 2006年6月 当社執行役員調達本部長 2008年5月 当社常務執行役員調達本部長 2010年6月 当社取締役 当社上席常務執行役員調達本部長 2014年4月 当社専務執行役員調達本部長 2015年4月 当社専務執行役員経営企画室長兼調達本部長及び管理本部管掌 2017年4月 当社専務執行役員経営企画室長兼生産本部長 2018年6月 当社代表取締役(現在) 2019年4月 当社専務執行役員生産本部長兼調達本部長 2020年4月 当社専務執行役員社会システム本部長(現在)	(注)3	216
取締役 執行役員 サポート本部副本部長兼 総務部長	高 橋 広 人	1958年12月10日生	2003年1月 当社入社 2014年4月 当社総務部長 2016年4月 当社人事部長兼総務部長 2017年4月 当社執行役員人事部長兼総務部長 2019年6月 当社取締役(現在) 2020年4月 当社執行役員サポート本部副本部長兼総務部長(現在)	(注)3	74

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (常勤監査等委員)	福 田 豊	1951年12月29日生	1979年10月 当社入社 1997年 7月 当社総務部長 2010年 4月 当社内部監査室長 2011年11月 西島ポンプ(天津)有限公司管理本部長 2013年 4月 当社C S R推進室長兼内部監査室長 2014年 4月 当社内部監査室長 2014年 6月 当社常勤監査役 2015年 6月 当社取締役(常勤監査等委員) (現在)	(注) 4	144
取締役 (監査等委員)	津 田 晃	1944年 6月15日生	1968年 4月 野村證券㈱入社 1987年12月 同社 取締役 1989年 6月 同社 常務取締役 1996年 6月 同社 代表取締役専務取締役 1997年 6月 日本合同ファイナンス㈱ 〔現 ㈱ジャフコ〕 代表取締役専務取締役 1999年 4月 同社 代表取締役副社長 2002年 5月 野村インベスター・リレーションズ ㈱取締役会長 2003年 6月 同社 執行役会長 2005年 6月 日本ベンチャーキャピタル㈱代表取 締役社長 日立キャピタル㈱社外取締役 2009年 6月 当社社外監査役 2009年 8月 宝印刷㈱(現 ㈱TAKARA & COMPANY) 取締役(現在) 2015年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現 在)	(注) 4	140
取締役 (監査等委員)	伯 川 志 郎	1948年11月13日生	1975年11月 等松青木監査法人(現 有限責任監 査法人トーマツ)福岡事務所入所 1982年 9月 公認会計士登録(現在) 1988年 5月 有限責任監査法人トーマツ社員 1995年 5月 同法人 代表社員 2007年 6月 日本公認会計士協会北部九州会会長 2007年 7月 日本公認会計士協会常務理事 2012年 6月 当社社外監査役 2012年12月 福岡市監査委員 2015年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現 在)	(注) 4	83
取締役 (監査等委員)	秋 山 洋	1969年 8月 6日生	1994年 4月 御堂筋法律事務所(現 弁護士法人 御堂筋法律事務所)入所 1994年 4月 弁護士登録 大阪弁護士会所属 (現在) 2003年 1月 弁護士法人御堂筋法律事務所 社員 (現在) 2016年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現 在)	(注) 5	33

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	井植 敏雅	1962年12月3日生	1989年4月 三洋電機㈱入社 1996年6月 同社取締役 2002年6月 同社代表取締役副社長 2005年6月 同社代表取締役社長 2007年6月 同社特別顧問 2010年2月 ㈱LIXILグループ副社長 執行役員 2011年4月 ㈱LIXIL取締役副社長 執行役員 2016年6月 ㈱LIXILグループ取締役 2017年7月 同社顧問 2018年6月 ㈱エンプラス 社外取締役(監査等委員)(現在) 2019年8月 宝印刷㈱(現 ㈱TAKARA & COMPANY) 社外取締役(現在) 2020年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現在)	(注) 5	0
計					1,218

- (注) 1 取締役 津田 晃氏、伯川 志郎氏、秋山 洋氏及び井植 敏雅氏は、社外取締役であります。
- 2 当社の監査等委員会については次のとおりであります。  
議長 福田 豊氏、委員 津田 晃氏、委員 伯川 志郎氏、委員 秋山 洋氏、委員 井植 敏雅氏
- 3 取締役(監査等委員を除く)の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 取締役(監査等委員)福田 豊氏、津田 晃氏、伯川 志郎氏の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 取締役(監査等委員)秋山 洋氏、井植 敏雅氏の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当社では取締役会の一層の活性化と、経営における監督機能と執行機能を明確に分離しコーポレートガバナンスの強化を図るため執行役員制度を導入しており、執行役員は19名で構成されております。
- 7 当社は、法令に定める取締役(監査等委員)の員数を欠くことになる場合に備え、補欠取締役(監査等委員)1名を選任しております。

補欠取締役(監査等委員)の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
中川 美佐	1972年10月21日生	2000年4月 弁護士登録 名古屋弁護士会(現 愛知県弁護士会)所属 2005年2月 弁護士会登録変更 大阪弁護士会所属 関西中央法律事務所入所(現在) 2017年10月 大阪弁護士会綱紀委員(現在) 2018年6月 ㈱サイネックス 社外取締役(監査等委員)(現在) 2019年6月 当社補欠取締役(監査等委員)(現在)	(注)	-

- (注) 補欠取締役(監査等委員)の任期は、就任した時から退任した取締役(監査等委員)の任期満了の時までであります。

## 社外役員の状況

当社の社外取締役の状況は次のとおりです。

当社の社外取締役は4名であります。社外取締役である津田 晃氏、伯川 志郎氏、秋山 洋氏及び井植 敏雅氏の兼職状況については、「役員一覧」に記載のとおりであります。

なお、津田 晃氏及び井植 敏雅氏の兼職先であります㈱TAKARA & COMPANYは、同社の子会社である宝印刷(株)を通じて当社の取引先であります。取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。

秋山 洋氏の兼職先であります弁護士法人御堂筋法律事務所と当社とは特別な関係はありません。

当社は、社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準に基づき、経歴や当社との関係を踏まえた上で、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断し、その独立性を担保しております。なお、当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役である伯川 志郎氏は、2009年3月期まで、有限責任監査法人トーマツにおいて業務執行社員として、当社グループの監査を実施していましたが、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

また、4氏と当社との間には、人的、資本的、取引、その他の利害関係において特筆すべき事項はなく、社外取締役である津田 晃氏、伯川 志郎氏、秋山 洋氏及び井植 敏雅氏の当社株式の保有状況は「役員一覧」に記載のとおりであります。

なお、当社は、社外取締役の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

当社は、独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する有効性及び効率性の検証を行える社外取締役を選任し、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えております。その上で監査等委員会の機能を有効に活用しながら、株主からの負託を受けた実効性のある経営監視によるガバナンス体制を維持しております。

社外取締役（監査等委員）による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は監査等委員である取締役であり、社外取締役は監査等委員会における監督又は監査業務を行うにあたり、内部監査を担当する内部監査室とその監査計画立案時や監査結果について定期的に意見交換を行うとともに、会計監査人とも定期的に意見交換を行い、相互連携をとっております。また内部統制部門に対する業務監査等により、適宜監督及び監査に必要な情報を入手しております。

### （3）【監査の状況】

#### 1 監査等委員会監査の状況

##### イ．監査等委員会の構成

監査等委員会は5名で構成しており、うち4名が社外取締役（監査等委員）であり、1名は常勤の監査等委員である取締役です。監査等委員である取締役のうち、社外取締役である津田 晃氏と井植 敏雅氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。常勤の監査等委員である取締役である福田 豊氏は、当社グループ経理部門、内部監査部門等の業務に従事し経験を重ねており、また社外取締役である伯川 志郎氏は、公認会計士の資格を有しており、共に財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外取締役である秋山 洋氏は、弁護士として企業法務やガバナンスに関する専門的な知識と豊富な経験を有するものです。各監査等委員である取締役の略歴については、（2） 役員の状況 役員一覧を参照願います。

ロ．監査等委員である取締役の取締役会・監査等委員会への出席状況

(a)取締役会への出席状況

当事業年度において取締役会を10回開催しており、個々の監査等委員である取締役の出席状況は、次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
福田 豊	10回	10回
津田 晃	10回	10回
伯川 志郎	10回	10回
秋山 洋	10回	10回

各氏は、取締役会において各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営全般にわたって発言を行っております。

(b)監査等委員会への出席状況

当事業年度において監査等委員会を12回開催しており、個々の監査等委員である取締役の出席状況は、次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
福田 豊	12回	12回
津田 晃	12回	12回
伯川 志郎	12回	12回
秋山 洋	12回	12回

各氏は、監査等委員会において各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。

ハ．監査等委員会の活動状況

監査等委員会は、監査等委員会規則に従い議長及び常勤の監査等委員の選定を行い、その運営を行っております。

監査等委員会は、その監査方針に基づき決定した年間監査計画に基づき、調査権限を付与する監査等委員の選定を行い、業務分担を定めてその監査を実施しております。当期の主な監査項目は、(a)取締役の不正行為、法令・定款違反の監査、(b)内部統制構築・運用状況の監査、(c)会社財産の保全・管理状況、(d)中期経営計画最終年度の年度計画遂行状況、(e)子会社管理状況、(f)会計監査人の監査状況です。

常勤の監査等委員である取締役と社外取締役は、監査計画の審議及び監査結果についての意見交換、取締役会への出席・意見陳述、社長との意見交換、業務分担に基づいた執行役員・子会社役員等へのヒアリング、会計監査人とのコミュニケーション、内部監査室からの内部監査結果の報告聴取等を実施し、取締役（監査等委員であるものを除く）の選任議案及び報酬についての意見陳述権行使要否についての審議、会計監査人の報酬の妥当性、会計監査人の評価を踏まえての会計監査人の解任・不再任に関する意見の決定に関する審議等を行いました。また会計監査人からの意見・提言事項についての検討や子会社の会計監査人変更案件についての意見を提示いたしました。

常勤の監査等委員は、加えて執行役員会・品質委員会・環境委員会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書・重要な契約書・議事録等の重要書類の閲覧、棚卸資産等の重要な財産の確認、内部監査室との連携を図るための定例会議開催、会社の無償の利益供与に関する監査、企業情報開示についてのレビュー、会計監査人の報酬・評価等に関する情報収集等を行いました。

#### 内部監査の状況

当社は、内部統制システムが有効に機能しているかどうかを内部監査により確認しております。内部監査部門として、企業グループ全体を監査対象とする内部監査室を設置し、専任スタッフ（2名）及び必要に応じて各部署より選抜された兼務者（12名）を置いて年間計画に基づき、重要な子会社を含む社内各部署の業務活動における法令、会社方針、計画等の遵守状況及び業務活動の適正性・効率性について内部監査を実施し、業務の改善に向けた具体的な助言・勧告を行うとともに、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備・運用状況の有効性評価を定期的を実施しております。

#### 会計監査の状況

)監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

)監査継続期間

1968年4月以降

)監査を執行した公認会計士

増村 正之

荒牧 秀樹

)監査業務に係る補助者の構成

公認会計士9名、公認会計士試験合格者5名、その他6名

)監査法人の選定方針と理由

監査等委員会において、会計監査人の評価及び選定に関する基準を設定しております。

選定基準においては、会社法上の欠格事由に該当しないこと、品質管理体制・独立性・監査チームの編成・監査計画のリスク勘案等に問題がないことをその選定方針としております。

また監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定めており、同委員会は会社法第340条第5項に基づき、会計監査人が同法第340条第1項各号の解任事由に該当する場合、協議のうえ監査等委員である取締役全員の同意により解任いたします。また同委員会は、その他当社についての監査業務に支障が生じると認められる場合あるいはより適正な監査のために会計監査人を変更することが妥当と判断した場合には、会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する株主総会への提出議案の内容を決定いたします。

監査等委員会としては、現在の会計監査人はこれらの基準及び方針に照らし問題が無いと判断しております。

)監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は会計監査人の評価基準を設定しており、この基準に基づき会計監査人の評価を実施しております。評価基準としては、品質管理体制・独立性・監査チームの職業的専門性・監査計画のリスク勘案・監査等委員会や経営者等とのコミュニケーション・不正リスク対応等に問題が無いかを設定しており、これらの各項目ごとに細分化したチェック項目を設け評価を実施しております。この結果、監査等委員会として現在の会計監査人はこれらの評価基準に照らし問題が無いと判断しております。

監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	40	-	44	3
連結子会社	-	-	-	-
計	40	-	44	3

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Deloitte Touche Tohmatsu)に対する報酬(イを除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	7	-	3	-
計	7	-	3	-

ハ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度及び当連結会計年度において、該当事項はありません。

ニ 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

当連結会計年度の非監査業務は、2020年3月期の期首から適用となる「収益認識の関する会計基準」に関するコンサルタント業務によるものであります。

ホ 監査報酬の決定方針

監査日数、特性、同水準の企業の状況等を勘案したうえで決定しております。

ヘ 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の従前の職務執行実績及び報酬実績を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの算出根拠等を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

株主総会(2015年6月26日開催第134回定時株主総会)において、取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬等については、定員7名以内、報酬限度額年額180百万円(ただし、使用人兼務取締役の使用人給与を含まない)、取締役(監査等委員)の報酬等については、定員5名以内、報酬限度額年額60百万円を決議しております。

また、株主総会(2018年6月28日開催第137回定時株主総会)において、取締役(監査等委員であるものを除く)に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、また取締役(監査等委員)についても、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を上記の報酬とは別枠で支給し、譲渡制限付株式報酬限度額を取締役(監査等委員であるものを除く)は年額30百万円、取締役(監査等委員)は年額6百万円とすることを決議しております。

取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬は、(イ)基本報酬としての金銭報酬、(ロ)当社の持続的な向上を図るインセンティブとしての株式報酬、及び(ハ)株主との一層の価値共有を進めることを目的とする株式報酬としています。(イ)に関しては、代表取締役社長が他社の役員報酬の統計情報を考慮したうえで、前年度の営業利益、経常利益等の業績を勘案し、その対象者の役位、職務内容、業務遂行結果に基づき起案します。(ロ)(ハ)に関しては、各年度における対象者各自の(イ)の報酬額を基礎として一定の算式により算出します。このような方法で代表取締役社長が起案した報酬額を、まずは代表取締役社長と社外取締役全員とで事前協議し、その後、取締役会に上程し、議論の上、決定します。

取締役(監査等委員)の報酬は、(イ)基本報酬としての金銭報酬、(ロ)株主との一層の価値共有を進めることを目的とする株式報酬としています。(イ)に関しては他社の取締役(監査等委員)の報酬に関する統計情報を考慮して、その対象者の役位、職務内容に基づき、(ロ)に関しては各年度における対象者各自の報酬額を基礎として、一定の算式により算出して、監査等委員会において協議し報酬額を決定します。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付株式 報酬	
取締役(監査等委員及び社 外取締役を除く)	116	94	22	5
監査等委員 (社外取締役を除く)	18	16	2	1
社外役員	31	28	3	3

(注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与と47百万円は含まれておりません。

2. 株主総会(2015年6月26日開催第134回定時株主総会)決議に基づく取締役の報酬限度額(年額)は、取締役(監査等委員を除く)年額180百万円、取締役(監査等委員)年額60百万円であります。但し、使用人兼務取締役の使用人給与と相当額は含まれておりません。
- また、譲渡制限付株式報酬限度額(年額)については、株主総会(2018年6月28日開催第137回定時株主総会)決議に基づき、別枠で、取締役(監査等委員を除く)年額30百万円、取締役(監査等委員)年額6百万円としております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、資産運用として保有する株式は純投資目的である投資株式とし、取引関係の維持や強化等を図ることを目的として保有する株式は純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、継続的な成長を続けるため、当社の財務活動を円滑にすると判断できる場合、当社の事業上又は取引上の関係の維持・強化が必要と判断できる場合、その他、株主をはじめとしたステークホルダーに対する社会的責任に照らして合理的な目的と判断される場合に純投資目的以外の目的である投資株式を保有することとしております。現在保有している純投資目的以外の目的である投資株式については、取締役会において、個別銘柄について、保有目的や配当金額などを総合的に勘案して、その保有の合理性を毎年4月に開催される取締役会において検証し判断を行っております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	18	3,883

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	141	国内バイオマス発電所向けポンプの販売ルート構築のため、納入実績の多い企業との事業提携関係のさらなる強化のために追加取得を行ったもの。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
フジテック(株)	550,000	550,000	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、 昇降機等の受給等の取引関係の維持、強 化のため。当期配当金24百万円	有
	765	673		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)タクマ	459,800	341,000	発行会社とのポンプ等の資機材の受注、 資機材の受給等取引関係維持のため保有 してまいりましたが、近年、バイオマス 発電等におけるポンプ等の資機材の受注 の増加が期待できること、また当社のT R-COMの協業先として、更なる取引 関係の強化のため保有株式数を増加させ ました。 当期配当金8百万円	有
	552	450		
三精テクノロジーズ (株)	801,500	801,500	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、 資機材の受給等の取引関係の維持、強化 のため。当期配当金28百万円	有
	470	1,230		
(株)日阪製作所	452,000	452,000	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、 資機材の受給等の取引関係の維持、強化 のため。当期配当金9百万円	有
	333	414		
(株)三菱UFJフィナ ンシャルグループ	763,700	763,700	主要取引金融機関である発行会社傘下の (株)三菱UFJ銀行からの資金調達等の円 滑化のため。当期配当金31百万円	有
	307	420		
(株)三井住友フィナン シャルグループ	106,720	106,720	主要取引金融機関である発行会社傘下の (株)三井住友銀行からの資金調達等の円 滑化のため。当期配当金19百万円	有
	279	413		
(株)りそなホールディ ングス	768,300	768,300	主要取引金融機関である発行会社傘下の (株)りそな銀行からの資金調達等の円 滑化のため。当期配当金16百万円	有
	249	368		
(株)ミロク	115,400	115,400	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、 資機材の受給等の取引関係の維持、強化 のため。当期配当金5百万円	有
	202	216		
タカラスタンダード (株)	105,000	105,000	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、 資機材の受給等の取引関係の維持、強化 のため。当期配当金3百万円	有
	174	177		
京阪神ビルディング (株)	125,000	125,000	発行会社との、ポンプ等資機材の受注等 の取引関係の維持、強化のため。当期配 当金3百万円	有
	167	135		
(株)栗本鐵工所	74,900	74,900	主要調達先である発行会社からバルブ等 資機材の安定調達のための取引関係の維 持、強化のため。当期配当金4百万円	有
	141	109		
(株)ダイヘン	40,000	40,000	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、 電力機器等の受給等の取引関係の維持、 強化のため。当期配当金3百万円	有
	116	113		
(株)佐賀銀行	42,273	42,273	主要取引金融機関である発行会社からの 資金調達等の円滑化のため。当期配当金 2百万円	有
	48	80		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
三京化成(株)	11,500	11,500	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、 資機材の受給等の取引関係の維持、強化 のため。当期配当金977千円	有
	27	32		
ケイヒン(株)	20,000	20,000	発行会社の子会社であるケイヒン港運(株) との輸出入業務等の取引関係の維持、強 化のため。当期配当金1百万円	有
	22	27		
(株)名村造船所	48,640	48,640	発行会社との、ポンプ等資機材の受注等 の取引関係の維持、強化のため。当期配 当金486千円	有
	9	17		
(株)池田泉州ホール ディングス	56,724	56,724	主要取引金融機関である発行会社傘下の (株)池田泉州銀行からの資金調達等の円滑 化のため。当期配当金638千円	有
	9	16		
(株)千葉銀行	11,000	11,000	主要取引金融機関である発行会社からの 資金調達等の円滑化のため。当期配当金 178千円	有
	5	6		

(注) 1. みなし保有株式は該当ありません。

2. 定量的な保有効果については記載が困難なため、その保有の合理性について保有目的、配当金額などを総合的に勘案して検証し判断をいたしております。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	29	1,202	29	1,202
非上場株式以外の株式	17	1,387	18	1,980

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	79	-	(注)
非上場株式以外の株式	48	29	203

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載していません。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適切な開示資料を作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、早期の情報収集と検討を行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	15,931	16,277
受取手形及び売掛金	6 25,778	25,727
商品及び製品	4 217	4 264
仕掛品	4 6,462	4 7,916
原材料及び貯蔵品	1,647	1,940
前渡金	624	649
その他	1,301	1,353
貸倒引当金	966	1,885
流動資産合計	50,998	52,243
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	10,658	10,397
減価償却累計額	6,541	6,161
建物及び構築物（純額）	1 4,117	1 4,235
機械装置及び運搬具	2 11,186	2 11,279
減価償却累計額	8,807	9,185
機械装置及び運搬具（純額）	2,378	2,094
工具、器具及び備品	3,082	3,334
減価償却累計額	2,609	2,901
工具、器具及び備品（純額）	473	433
土地	1 2,484	1 2,478
リース資産	815	1,712
減価償却累計額	338	750
リース資産（純額）	477	962
建設仮勘定	225	1,490
有形固定資産合計	10,156	11,695
<b>無形固定資産</b>	2 909	2 413
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	3 9,542	3 7,917
長期貸付金	333	307
退職給付に係る資産	455	280
繰延税金資産	105	85
その他	664	499
貸倒引当金	491	480
投資その他の資産合計	10,609	8,609
固定資産合計	21,675	20,717
資産合計	72,674	72,961

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,145	11,863
短期借入金	1,524,443	1,533,452
未払法人税等	140	297
前受金	2,292	3,242
賞与引当金	872	822
製品保証引当金	797	595
工事損失引当金	4,584	4,831
その他	2,237	2,700
流動負債合計	20,513	23,806
固定負債		
長期借入金	5,154,700	5,141,116
繰延税金負債	659	336
役員退職慰労引当金	1	2
退職給付に係る負債	301	279
その他	779	949
固定負債合計	17,212	15,683
負債合計	37,726	39,490
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,592	1,592
資本剰余金	7,621	7,372
利益剰余金	24,793	24,656
自己株式	1,736	1,733
株主資本合計	32,271	31,888
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,638	822
繰延ヘッジ損益	59	42
為替換算調整勘定	420	310
退職給付に係る調整累計額	381	163
その他の包括利益累計額合計	2,380	1,253
新株予約権	121	121
非支配株主持分	174	207
純資産合計	34,947	33,470
負債純資産合計	72,674	72,961

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	48,154	47,126
売上原価	1, 2 36,391	1, 2 34,815
売上総利益	11,763	12,310
販売費及び一般管理費	2, 3 10,032	2, 3 11,090
営業利益	1,731	1,220
営業外収益		
受取利息	71	36
受取配当金	220	293
持分法による投資利益	99	20
受取賃貸料	131	91
その他	290	241
営業外収益合計	811	682
営業外費用		
支払利息	128	125
シンジケートローン手数料	32	-
為替差損	75	270
その他	29	183
営業外費用合計	267	578
経常利益	2,275	1,324
特別利益		
投資有価証券売却益	97	3
関係会社株式売却益	9	-
特別利益合計	106	3
特別損失		
投資有価証券売却損	83	33
投資有価証券評価損	14	154
関係会社株式評価損	28	-
固定資産処分損	-	4 128
特別損失合計	127	316
税金等調整前当期純利益	2,254	1,011
法人税、住民税及び事業税	107	309
法人税等調整額	7	140
法人税等合計	100	449
当期純利益	2,154	561
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失( )	28	17
親会社株主に帰属する当期純利益	2,183	543

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	2,154	561
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	401	815
繰延ヘッジ損益	132	16
為替換算調整勘定	212	102
退職給付に係る調整額	80	218
持分法適用会社に対する持分相当額	1	2
その他の包括利益合計	1,288	1,122
包括利益	1,326	560
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,367	583
非支配株主に係る包括利益	41	22

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,592	7,604	23,138	1,841	30,494
当期変動額					
剰余金の配当			492		492
親会社株主に帰属する当期純利益			2,183		2,183
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分				105	105
連結子会社株式の売却による持分の増減		17	4		12
連結範囲の変動			31		31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	17	1,654	104	1,777
当期末残高	1,592	7,621	24,793	1,736	32,271

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,039	72	621	461	3,196	142	184	34,017
当期変動額								
剰余金の配当								492
親会社株主に帰属する当期純利益								2,183
自己株式の取得								0
自己株式の処分								105
連結子会社株式の売却による持分の増減								12
連結範囲の変動								31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	401	132	201	80	815	21	9	846
当期変動額合計	401	132	201	80	815	21	9	930
当期末残高	1,638	59	420	381	2,380	121	174	34,947

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,592	7,621	24,793	1,736	32,271
当期変動額					
剰余金の配当			680		680
親会社株主に帰属する当期純利益			543		543
自己株式の取得				382	382
自己株式の処分		13		123	136
自己株式の消却		262		262	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	249	137	3	382
当期末残高	1,592	7,372	24,656	1,733	31,888

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,638	59	420	381	2,380	121	174	34,947
当期変動額								
剰余金の配当								680
親会社株主に帰属する当期純利益								543
自己株式の取得								382
自己株式の処分								136
自己株式の消却								-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	816	16	109	218	1,126	-	32	1,094
当期変動額合計	816	16	109	218	1,126	-	32	1,477
当期末残高	822	42	310	163	1,253	121	207	33,470

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	2,254	1,011
減価償却費	1,825	2,017
貸倒引当金の増減額（は減少）	96	908
製品保証引当金の増減額（は減少）	74	201
工事損失引当金の増減額（は減少）	1,047	245
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	42	168
受取利息及び受取配当金	291	329
支払利息	128	125
持分法による投資損益（は益）	99	20
投資有価証券評価損益（は益）	14	154
投資有価証券売却損益（は益）	13	29
関係会社株式評価損益（は益）	28	-
関係会社株式売却損益（は益）	9	-
有形固定資産除売却損益（は益）	1	174
売上債権の増減額（は増加）	1,065	68
たな卸資産の増減額（は増加）	1,142	1,820
前渡金の増減額（は増加）	100	26
仕入債務の増減額（は減少）	3	784
前受金の増減額（は減少）	773	965
未払金の増減額（は減少）	274	326
その他	262	23
小計	4,004	4,085
利息及び配当金の受取額	291	330
利息の支払額	122	132
法人税等の支払額	404	167
法人税等の還付額	-	92
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,769	4,207
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	78	68
定期預金の払戻による収入	108	60
有形固定資産の取得による支出	1,558	2,242
有形固定資産の売却による収入	11	17
無形固定資産の取得による支出	69	226
投資有価証券の取得による支出	0	142
投資有価証券の売却による収入	390	498
貸付けによる支出	46	3
貸付金の回収による収入	20	31
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	22	-
その他	194	99
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,438	1,976

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（は減少）	49	67
長期借入れによる収入	5,307	500
長期借入金の返済による支出	2,639	913
自己株式の売却による収入	60	81
自己株式の取得による支出	0	382
非支配株主からの払込みによる収入	38	5
非支配株主への配当金の支払額	-	1
配当金の支払額	490	679
リース債務の返済による支出	174	350
その他	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,150	1,672
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	217
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	4,485	341
現金及び現金同等物の期首残高	11,379	15,924
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	59	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 15,924	1 16,265

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 22社

連結子会社名は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。  
なお、THK ENGINEERING SOLUTIONS LTD.については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

ICI CALDAIE LTD.

その他 3社

上記4社合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 4社

協和機工株式会社

SMITECH ENGINEERING PTE LTD.

イオスエンジニアリング アンド サービス株式会社

株式会社肥前風力エネルギー開発

(2) 持分法を適用しない非連結子会社数 4社

ICI CALDAIE LTD.

その他 3社

上記4社については、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用しない関連会社

該当ありません。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日	
西島ポンプ香港有限公司	12月31日	1
TORISHIMA EUROPE LTD.	12月31日	1
西島ポンプ(天津)有限公司	12月31日	1
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.	12月31日	1
PT.TORISHIMA GUNA INDONESIA	12月31日	1
PT.GETEKA FOUNINDO	12月31日	1
PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING	12月31日	1
TORISHIMA EUROPE PROJECTS LTD.	12月31日	1
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS (SAUDI ARABIA) LTD.	12月31日	1
THK ENGINEERING SOLUTIONS LTD.	12月31日	1
TORISHIMA (USA) CORPORATION	12月31日	2
TORISHIMA AUSTRALIA PTY LTD.	6月30日	2

1 連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2 連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行なった財務諸表を基礎としております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 有価証券

###### その他有価証券

###### 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

###### 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### デリバティブ

時価法によっております。

###### たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

###### 商品及び製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

###### 仕掛品

個別法による原価法によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### 有形固定資産(リース資産を除く)

1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

「建物及び構築物」 10～50年

「機械装置及び運搬具」 4～17年

「工具、器具及び備品」 2～20年

###### 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内による利用可能期間(5年～7年)に基づいております。

###### リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の実情を考慮して計上しております。

###### 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。

###### 製品保証引当金

プラント工事等における今後の無償保証工事費用の発生に備えるため、過去の実績に基づいて計上しております。

###### 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注工事のうち、発生する工事原価の見積額が、受注額を超過すると見込まれるものについて計上しております。

###### 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社における役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程(内規)に基づく期末要支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債、並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

a（ヘッジ手段） ..... 為替予約

（ヘッジ対象） ..... 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

b（ヘッジ手段） ..... 金利スワップ

（ヘッジ対象） ..... 借入金

ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

主として、ヘッジ手段とヘッジ対象について、キャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によっておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の評価を省略しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間（計上後20年以内）で均等償却しております。ただし、金額の僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

( I F R S 第16号「リース」の適用 )

国際財務報告基準（ I F R S ）を適用している在外連結子会社において、当連結会計年度の期首から I F R S 第16号（リース）を適用しております。 I F R S 第16号の適用に当たっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

これに伴い、過去に I A S 第17号を適用してオペレーティング・リースに分類した借手としてのリースについては、適用開始日に使用権資産及びリース債務を認識するとともに、投資その他の資産のその他に含めていた一部の資産については使用権資産への振替を行っております。

その結果、当該会計基準の適用に伴い、当連結会計年度の連結貸借対照表において固定資産の有形固定資産が503百万円、流動負債のその他が100百万円、固定負債のその他が166百万円それぞれ増加し、無形固定資産が166百万円減少しております。

なお、当連結会計年度の損益に及ぼす影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会( IASB )及び米国財務会計基準審議会( FASB )は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」( IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606 )を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり  
ます。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会( IASB )及び米国財務会計基準審議会( FASB )が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準( IFRS )においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であり  
ます。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(株式給付信託(ESOP)における会計処理方法)

当社は、2016年11月10日開催の取締役会決議に基づき、従業員インセンティブプラン「株式給付信託(ESOP)」を導入しております。

(1)取引の概要

ESOP信託とは、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)を参考に、わが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであり従業員持株会と信託を組み合わせることで、信託ファンドは持株会が将来にわたって購入する株式を一括して確保することができ、合わせて従業員の福利厚生制度の拡充、従業員のモチベーションアップなどの目的を実現することも可能な制度であります。

当社が西島製作所従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数に応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括に弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に基づき、総額法を適用しております。

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度98百万円、85,400株、当連結会計年度 - 百万円、0株であります。

(3)総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度 108百万円、当連結会計年度 - 百万円

2016年11月10日開催の取締役会決議に基づく、従業員インセンティブプラン「株式給付信託(ESOP)」は、2020年3月末をもって、株式の全数交付が終了いたしました。なお、2020年5月26日開催の取締役会において、従業員インセンティブプラン「株式給付信託(ESOP)」の再導入が決議されました。詳細は、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (重要な後発事象)に記載しております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
建物及び構築物	129百万円	144百万円
土地	92	109
計	222	253

上記の担保資産に係る担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
短期借入金	453百万円	473百万円

2 圧縮記帳

国庫補助金の受入れにより圧縮記帳を行い、連結貸借対照表計上額から控除した額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
機械装置及び運搬具	863百万円	863百万円
無形固定資産	11	11
計	875	875

3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,421百万円	1,439百万円

4 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
商品及び製品	0百万円	0百万円
仕掛品	425	548
計	425	549

## 5 財務制限条項

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社の借入金のうち、シンジケートローンによる金銭消費貸借契約2,000百万円については、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の金額を当該決算期の直前の決算期の末日またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

当社の借入金のうち483百万円には借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社の借入金のうち、シンジケートローン及びタームローンによる金銭消費貸借契約3,000百万円については、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の金額を当該決算期の直前の決算期の末日またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

当社の借入金のうち283百万円には借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

## 6 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、前連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が前連結会計年度の期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
受取手形	139百万円	- 百万円

(連結損益計算書関係)

1 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
549百万円	245百万円

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
482百万円	353百万円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
販売手数料	222百万円	145百万円
従業員給料手当	3,847	3,968
賞与引当金繰入額	373	336
退職給付費用	235	150
福利・厚生費	564	641
役員退職慰労引当金繰入額	1	0
旅費交通費	510	539
減価償却費	644	832
賃借料	811	669
貸倒引当金繰入額	229	978
のれん償却額	15	5

4 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
第5 鑄造工場解体工事	- 百万円	128百万円
計	-	128

(注)新本社工場・ビル建替に伴う解体工事に係る費用であります。なお、耐用年数を解体予定年月まで繰り上げており、除却損は発生しておりません。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	483百万円	1,344百万円
組替調整額	94	184
計	578	1,160
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	193	22
組替調整額	3	1
計	190	23
為替換算調整勘定：		
当期発生額	212	102
組替調整額	-	-
計	212	102
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	61	210
組替調整額	58	109
計	119	319
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	1	2
組替調整額	-	-
計	1	2
税効果調整前合計	1,103	1,561
税効果額	274	439
その他の包括利益合計	828	1,122

2 その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
税効果調整前	578百万円	1,160百万円
税効果額	176	344
税効果調整後	401	815
繰延ヘッジ損益：		
税効果調整前	190	23
税効果額	58	7
税効果調整後	132	16
為替換算調整勘定：		
税効果調整前	212	102
税効果額	-	-
税効果調整後	212	102
退職給付に係る調整額：		
税効果調整前	119	319
税効果額	39	101
税効果調整後	80	218
持分法適用会社に対する持分相当額：		
税効果調整前	1	2
税効果額	-	-
税効果調整後	1	2
その他の包括利益合計		
税効果調整前	1,103	1,561
税効果額	274	439
税効果調整後	828	1,122

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	29,889,079	-	-	29,889,079
合計	29,889,079	-	-	29,889,079
自己株式				
普通株式	2,726,906	142	113,579	2,613,469
合計	2,726,906	142	113,579	2,613,469

(変動事由の概要)

増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	142株
「株式給付信託(ESOP)」売却による減少	61,800株
ストック・オプション行使による減少	27,900株
譲渡制限付株式報酬の処分による減少	23,879株

なお、「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式が、当連結会計年度期首株式数に147,200株、当連結会計年度末株式数に85,400株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	121
合計		-	-	-	-	-	121

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月10日 取締役会	普通株式	245	9	2018年3月31日	2018年6月6日
2018年11月8日 取締役会	普通株式	246	9	2018年9月30日	2018年12月4日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	437	利益剰余金	16	2019年3月31日	2019年6月5日

(注) 配当金の総額には、「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

1株当たり配当額には、100周年記念配当7円が含まれております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	29,889,079	-	376,900	29,512,179
合計	29,889,079	-	376,900	29,512,179
自己株式				
普通株式	2,613,469	377,126	498,683	2,491,912
合計	2,613,469	377,126	498,683	2,491,912

（変動事由の概要）

発行済株式の減少の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少 376,900株

自己株式数の増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 226株

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加 376,900株

「株式給付信託（ESOP）」売却による減少 85,400株

譲渡制限付株式報酬の処分による減少 36,383株

取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少 376,900株

なお、「株式給付信託（ESOP）」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式が、前連結会計年度期首株式数に85,400株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	121
合計		-	-	-	-	-	121

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	437	16	2019年3月31日	2019年6月5日
2019年11月13日 取締役会	普通株式	243	9	2019年9月30日	2019年12月3日

（注）「株式給付信託（ESOP）」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金が、2019年5月14日取締役会の配当金の総額には、1百万円、2019年11月13日取締役会の配当金の総額には0百万円含まれております。

2019年5月14日取締役会決議の1株当たり配当額には、創業100周年記念配当7円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2020年5月26日 取締役会	普通株式	243	利益剰余金	9	2020年3月31日	2020年6月10日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	15,931百万円	16,277百万円
預入期間が3か月を 超える定期預金	7	11
現金及び現金同等物	15,924	16,265

(リース取引関係)

リース取引関係の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にポンプ事業の設備投資計画に照らして、銀行借入等により必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として同じ外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5か月以内の支払期日であります。また、海外調達に伴いその一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日はそのほとんどが決算日後4年以内であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (7)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、適切な与信管理のもとに、営業債権及び長期貸付金について、主管部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社についてもこれに準じた同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、その取引先が信用度の高い金融機関であるため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社及び一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の実行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた内部規程に従い、経理部の管理のもとに行っており、取引実績は定期的に経営層に報告しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	15,931	15,931	-
(2) 受取手形及び売掛金	25,778	25,774	4
(3) 投資有価証券	6,884	6,884	-
資産計	48,594	48,589	4
(1) 支払手形及び買掛金	11,145	11,145	-
(2) 短期借入金	2,443	2,443	-
(3) 長期借入金	15,470	15,709	238
負債計	29,059	29,298	238
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	11	11	-
ヘッジ会計が適用されているもの	125	125	-
デリバティブ取引計	113	113	-

(\*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	16,277	16,277	-
(2) 受取手形及び売掛金	25,727	25,539	187
(3) 投資有価証券	5,270	5,270	-
資産計	47,275	47,087	187
(1) 支払手形及び買掛金	11,863	11,863	-
(2) 短期借入金	3,452	3,452	-
(3) 長期借入金	14,116	14,280	164
負債計	29,432	29,596	164
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されて いないもの	4	4	-
ヘッジ会計が適用さ れているもの	85	85	-
デリバティブ取引計	89	89	-

(\*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	2,642	2,641
投資事業有限責任組合への出資	14	3

(1)非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(2)投資事業有限責任組合への出資は、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められているもので構成されているため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	15,931	-	-	-
受取手形及び売掛金	25,776	2	-	-
合計	41,707	2	-	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	16,277	-	-	-
受取手形及び売掛金	25,726	0	-	-
合計	42,003	0	-	-

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,948	2,187	3,104	1,104	7,124

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	2,282	3,104	1,104	2,604	5,020

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	5,154	2,505	2,649
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	5,154	2,505	2,649
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,729	2,045	315
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,729	2,045	315
合計		6,884	4,550	2,333

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 2,642百万円)及び投資事業有限責任組合への出資(連結貸借対照表計上額 14百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	3,733	2,075	1,657
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	3,733	2,075	1,657
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,537	2,021	484
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他 -	-	-	-
	小計	1,537	2,021	484
合計		5,270	4,097	1,173

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 2,641百万円)及び投資事業有限責任組合への出資(連結貸借対照表計上額 3百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	438	97	83
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	438	97	83

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	429	3	33
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	429	3	33

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について43百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について154百万円減損処理を行っております。

減損処理にあたっては、期末における時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連(時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建 日本円	850	-	11	11
合計		850	-	11	11

(注)時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建 日本円	184	-	6	6
	ユーロ	237	-	1	1
合計		421	-	4	4

(注)時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
為替予約等の振当処理	為替予約取引	売掛金				取引先金融機関から提示された価格等によっております。
	売建 米ドル		8,491	-	121	
合計			8,491	-	121	

当連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
為替予約等の振当処理	為替予約取引	売掛金	6,937	-	84	取引先金融機関から提示された価格等によっております。
	売建 米ドル					
合計			6,937	-	84	

(2) 金利関連

前連結会計年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの原則的処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	483	283	3	(注)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	6,000	5,850	(注)	(注)

(注) 取引先金融機関から提示された価格等によっております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの原則的処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	283	83	1	(注)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	5,850	5,700	(注)	(注)

(注) 取引先金融機関から提示された価格等によっております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、一部の連結子会社は、退職一時金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(全て積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。また、一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	4,208	百万円
勤務費用	473	
利息費用	52	
数理計算上の差異の発生額	13	
退職給付の支払額	249	
連結範囲の変動	6	
退職給付債務の期末残高	4,465	

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	4,505	百万円
期待運用収益	82	
数理計算上の差異の発生額	74	
事業主からの拠出額	289	
退職給付の支払額	184	
年金資産の期末残高	4,618	

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付	4,163	百万円
年金資産	4,618	
	455	
非積立型制度の退職給付	301	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	153	
退職給付に係る資産	455	
退職給付に係る負債	301	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	153	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	473	百万円
利息費用	52	
期待運用収益	82	
数理計算上の差異の費用処理額	58	
<hr/>		
確定給付制度に係る退職給付費用	384	

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	119	百万円
----------	-----	-----

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	557	百万円
-------------	-----	-----

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内債券	27.8	%
外国債券	9.1	
国内株式	25.3	
外国株式	26.4	
その他	11.4	
<hr/>		
合 計	100.0	

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が7.9%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

なお、退職給付信託の年金資産に係る期待運用収益は見積らない方法を採用しております。

割引率	1.0	%
長期期待運用収益率	2.0	%
予想昇給率	2018年9月30日を基準日として算定した 年齢別昇給指数を使用しております。	

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、一部の連結子会社は、退職一時金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（全て積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。また、一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	4,465	百万円
勤務費用	354	
利息費用	53	
数理計算上の差異の発生額	136	
退職給付の支払額	309	
退職給付債務の期末残高	4,427	

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	4,618	百万円
期待運用収益	85	
数理計算上の差異の発生額	346	
事業主からの拠出額	293	
退職給付の支払額	222	
年金資産の期末残高	4,428	

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付	4,147	百万円
年金資産	4,428	
	280	
非積立型制度の退職給付	279	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1	
退職給付に係る資産	280	
退職給付に係る負債	279	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	354	百万円
利息費用	53	
期待運用収益	85	
数理計算上の差異の費用処理額	109	
<hr/>		
確定給付制度に係る退職給付費用	213	

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	319	百万円
----------	-----	-----

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	237	百万円
-------------	-----	-----

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内債券	33.5	%
外国債券	13.0	
国内株式	21.1	
外国株式	20.4	
その他	12.0	
<hr/>		
合 計	100.0	

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が8.3%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

なお、退職給付信託の年金資産に係る期待運用収益は見積らない方法を採用しております。

割引率	1.0	%
長期期待運用収益率	2.0	%
予想昇給率	2019年9月30日を基準日として算定した 年齢別昇給指数を使用しております。	

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
販売費及び一般管理費	6	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2008年6月27日 株主総会決議 2008年9月18日 取締役会決議	2009年7月16日 取締役会決議	2010年7月16日 取締役会決議	2011年7月15日 取締役会決議
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 5 当社監査役 4	当社取締役 5 当社監査役 5	当社取締役 6 当社監査役 5	当社取締役 6 当社監査役 5
株式の種類 及び付与数(株)	普通株式 11,700	普通株式 19,400	普通株式 20,700	普通株式 24,700
付与日	2008年9月19日	2009年7月17日	2010年7月20日	2011年7月19日
権利確定条件	付与日(2008年9月19日)に在籍していること。	付与日(2009年7月17日)に在籍していること。	付与日(2010年7月20日)に在籍していること。	付与日(2011年7月19日)に在籍していること。
対象勤務期間	2008年6月28日～ 2009年6月26日	2009年6月27日～ 2010年6月29日	2010年6月30日～ 2011年6月29日	2011年6月30日～ 2012年6月28日
権利行使期間	2008年9月20日～ 2038年9月19日	2009年7月18日～ 2039年7月17日	2010年7月21日～ 2040年7月20日	2011年7月20日～ 2041年7月19日
新株予約権の数 (個)	31	51	69	88
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数 (株)	普通株式 3,100	普通株式 5,100	普通株式 6,900	普通株式 8,800
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 1	1株当たり 1	1株当たり 1	1株当たり 1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 2,014 資本組入額 1,007	発行価格 1,258 資本組入額 629	発行価格 1,309 資本組入額 655	発行価格 1,214 資本組入額 607
新株予約権の行使条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2012年7月13日 取締役会決議	2013年7月12日 取締役会決議	2014年7月14日 取締役会決議	2015年7月9日 取締役会決議
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 6 当社監査役 4	当社取締役 5 当社監査役 4	当社取締役 4 当社監査役 5	当社取締役 8
株式の種類 及び付与数(株)	普通株式 34,700	普通株式 31,900	普通株式 21,300	普通株式 22,400
付与日	2012年7月19日	2013年7月18日	2014年7月18日	2015年7月21日
権利確定条件	付与日(2012年7月19日)に在籍していること。	付与日(2013年7月18日)に在籍していること。	付与日(2014年7月18日)に在籍していること。	付与日(2015年7月21日)に在籍していること。
対象勤務期間	2012年6月29日～ 2013年6月27日	2013年6月28日～ 2014年6月27日	2014年6月28日～ 2015年6月26日	2015年6月27日～ 2016年6月29日
権利行使期間	2012年7月20日～ 2042年7月19日	2013年7月19日～ 2043年7月18日	2014年7月19日～ 2044年7月18日	2015年7月22日～ 2045年7月21日
新株予約権の数 (個)	135	138	109	178
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数 (株)	普通株式 13,500	普通株式 13,800	普通株式 10,900	普通株式 17,800
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 1	1株当たり 1	1株当たり 1	1株当たり 1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 729 資本組入額 365	発行価格 873 資本組入額 437	発行価格 902 資本組入額 451	発行価格 905 資本組入額 453
新株予約権の行使条件	(注)1	(注)1	(注)1	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年7月7日 取締役会決議	2017年7月7日 取締役会決議
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 8	当社取締役 9
株式の種類 及び付与数(株)	普通株式 19,400	普通株式 22,100
付与日	2016年7月20日	2017年7月21日
権利確定条件	付与日(2016年7月20日)に在籍していること。	付与日(2017年7月21日)に在籍していること。
対象勤務期間	2016年6月30日～ 2017年6月29日	2017年6月30日～ 2018年6月28日
権利行使期間	2016年7月21日～ 2046年7月20日	2017年7月22日～ 2047年7月21日
新株予約権の数 (個)	170	200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び株式数 (株)	普通株式 17,000	普通株式 20,000
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1株当たり 1	1株当たり 1
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 1,107 資本組入額 554	発行価格 1,117 資本組入額 559
新株予約権の行使条件	(注)1	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	(注)2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

当連結会計年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1 新株予約権者は、当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は取締役(監査等委員であるものを除く)、取締役(監査等委員)は取締役(監査等委員)のそれぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。
- 2 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとします。

(追加情報)

「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載すべき事項をストック・オプション等関係注記に集約して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況  
ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2008年9月18日	2009年7月16日	2010年7月16日	2011年7月15日
権利確定前				
期首(株)	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-
権利確定後				
期首(株)	3,100	5,100	6,900	8,800
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	3,100	5,100	6,900	8,800

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2012年7月13日	2013年7月12日	2014年7月14日	2015年7月9日
権利確定前				
期首(株)	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-
権利確定後				
期首(株)	13,500	13,800	10,900	17,800
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	13,500	13,800	10,900	17,800

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年7月7日	2017年7月7日
権利確定前		
期首(株)	-	-
付与(株)	-	-
失効(株)	-	-
権利確定(株)	-	-
未確定残(株)	-	-
権利確定後		
期首(株)	17,000	20,000
権利確定(株)	-	-
権利行使(株)	-	-
失効(株)	-	-
未行使残(株)	17,000	20,000

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2008年9月18日	2009年7月16日	2010年7月16日	2011年7月15日
権利行使価格(円)	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	1株当たり2,013	1株当たり1,257	1株当たり1,308	1株当たり1,213

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2012年7月13日	2013年7月12日	2014年7月14日	2015年7月9日
権利行使価格(円)	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	1株当たり728	1株当たり872	1株当たり901	1株当たり904

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2016年7月7日	2017年7月7日
権利行使価格(円)	1株当たり1	1株当たり1
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	1株当たり1,106	1株当たり1,116

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法  
該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
投資有価証券評価損	24百万円	72百万円
税務上の繰越欠損金(注)3	870	685
貸倒引当金	409	656
賞与引当金	247	253
製品保証引当金	238	182
工事損失引当金	176	253
繰延ヘッジ損益	26	19
退職給付に係る資産	-	21
退職給付に係る負債	87	81
その他	401	402
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>2,482</b>	<b>2,627</b>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)3	810	685
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,204	1,549
<b>評価性引当額小計(注)2</b>	<b>2,015</b>	<b>2,234</b>
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>467</b>	<b>392</b>
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	696	351
固定資産圧縮積立金	178	175
退職給付に係る資産	35	-
その他	114	117
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>1,021</b>	<b>643</b>
<b>繰延税金資産(負債)の純額</b>	<b>553</b>	<b>251</b>

(注)1. 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	105百万円	85百万円
固定負債 - 繰延税金負債	659	336

(注)2. 評価性引当額が219百万円増加しております。この増加の主な内容は、提出会社において貸倒引当金に関する評価性引当額が202百万円増加したことによるものです。

(注)3. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(1)	2	120	4	26	6	709	870
評価性引当額	2	120	4	26	6	649	810
繰延税金資産	-	-	-	-	-	59	(2)59

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金 870百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産 59百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については、評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金(1)	93	7	27	6	9	539	685
評価性引当額	93	7	27	6	9	539	685
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	2.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.6	1.8
試験研究費等税額控除	0.6	1.6
住民税均等割額	1.2	2.7
持分法による投資損益	1.4	0.6
評価性引当額の増減額	21.0	29.2
連結調整項目	3.2	17.2
その他	1.5	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.4	44.4

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社グループは、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるポンプ事業の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるポンプ事業の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位: 百万円)

日本	アジア	中東	その他	合計
24,471	8,168	11,196	4,318	48,154

(注) 売上高は最終納め先の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位: 百万円)

日本	アジア	中東	その他	合計
8,208	1,284	596	66	10,156

3. 主要な顧客ごとの情報

当連結会計年度に、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位: 百万円)

日本	アジア	中東	その他	合計
25,799	8,306	8,929	4,090	47,126

(注) 売上高は最終納め先の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位: 百万円)

日本	アジア	中東	その他	合計
9,623	1,415	601	54	11,695

3. 主要な顧客ごとの情報

当連結会計年度に、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	ポンプ事業
当期償却額	15
当期末残高	5

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	ポンプ事業
当期償却額	5
当期末残高	-

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,270.43円	1,226.56円
1株当たり当期純利益	80.18円	20.07円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	79.84円	19.98円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,183	543
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,183	543
期中平均株式数(株)	27,230,744	27,090,989
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	
普通株式増加数(株)	116,788	116,790
(うち新株予約権(株))	(116,788)	(116,790)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要		

(注) 当連結会計年度の1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

前連結会計年度の1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数の期末株式数は85,400株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式数の期中平均株式数は116,584株であります。なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数の期末株式数は0株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式数の期中平均株式数は46,638株であります。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

2020年5月26日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項を決議致しました。

自己株式の取得を行う理由 株主還元の充実、資本効率向上のため、機動的な自己株式の取得を行うもの

自己株式の取得に関する決議事項

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 600,000株(上限)  
(発行済自己株式総数(自己株式を除く)に対する割合:2.22%)
- (3) 株式の取得価額の総額 450,000,000円(上限)
- (4) 取得期間 2020年6月1日~2021年5月14日
- (5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付

(自己株式の消却)

2020年5月26日開催の取締役会において、会社法第178条の規程に基づき、自己株式を消却することを決議致しました。

消却に係る事項の内容

- (1) 消却する株式の種類 普通株式
- (2) 消却する株式の数 上記により取得した自己株式の全株式数
- (3) 消却予定日 2021年5月31日

(株式給付信託(ESOP)における会計処理方法)

当社は、2020年5月26日開催の取締役会決議に基づき、従業員インセンティブプラン「株式給付信託(ESOP)」を再導入いたします。

(1) 取引の概要

ESOP信託とは、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)を参考に、わが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであり従業員持株会と信託を組み合わせることで、信託ファンドは持株会が将来にわたって購入する株式を一括して確保することができ、合わせて従業員の福利厚生制度の拡充、従業員のモチベーションアップなどの目的を実現することも可能な制度であります。

当社が西島製作所従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数に応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括に弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に基づき、総額法を適用します。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,639	1,648	2.322	-
1年以内に返済予定の長期借入金	804	1,804	0.524	-
1年以内に返済予定のリース債務	166	261	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	15,470	14,116	0.521	2021年～2029年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	346	577	-	2021年～2029年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	18,426	18,408	-	-

(注) 1 「平均利率」については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,282	3,104	1,104	2,604
リース債務	257	204	79	30

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	8,608	17,572	27,341	47,126
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )(百万円)	381	2,028	1,991	1,011
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失( )(百万円)	442	2,440	2,451	543
1株当たり当期純利益又は1株当たり四半期純損失( )(円)	16.24	89.82	90.42	20.07

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失( )(円)	16.24	73.49	0.41	110.22

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	13,521	12,387
受取手形	3 1,622	1,248
売掛金	19,691	20,776
商品及び製品	134	143
仕掛品	4,758	6,345
原材料及び貯蔵品	933	966
前渡金	399	419
前払費用	173	209
短期貸付金	868	857
その他	687	364
貸倒引当金	1,023	1,701
流動資産合計	1 41,766	1 42,017
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	2,962	3,094
構築物	262	307
機械及び装置	1,626	1,430
車両運搬具	10	7
工具、器具及び備品	321	278
土地	2,172	2,172
リース資産	466	451
建設仮勘定	187	1,445
有形固定資産合計	8,009	9,187
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	816	382
その他	19	17
無形固定資産合計	835	400
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	8,100	6,476
関係会社株式・出資金	2,288	2,293
長期貸付金	1,441	1,328
前払年金費用	-	37
その他	395	466
貸倒引当金	1,107	1,157
投資その他の資産合計	11,119	9,445
固定資産合計	1 19,964	1 19,033
資産合計	61,730	61,050

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形	886	626
買掛金	8,831	10,309
短期借入金	2 1,861	2 2,804
リース債務	158	155
未払金	1,252	820
未払費用	383	325
未払法人税等	63	158
前受金	1,887	2,779
預り金	43	45
賞与引当金	764	775
製品保証引当金	748	574
工事損失引当金	548	813
その他	138	219
流動負債合計	1 17,566	1 20,407
固定負債		
長期借入金	2 15,377	2 14,021
リース債務	345	331
繰延税金負債	332	113
退職給付引当金	120	-
その他	273	172
固定負債合計	16,449	14,638
負債合計	34,016	35,046
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,592	1,592
資本剰余金		
資本準備金	4,610	4,610
その他資本剰余金	3,248	2,999
資本剰余金合計	7,859	7,609
利益剰余金		
利益準備金	398	398
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	397	397
配当平均積立金	1,400	1,400
別途積立金	11,470	11,470
繰越利益剰余金	4,634	3,968
利益剰余金合計	18,299	17,633
自己株式	1,736	1,733
株主資本合計	26,014	25,103
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,637	821
繰延ヘッジ損益	59	42
評価・換算差額等合計	1,577	779
新株予約権	121	121
純資産合計	27,713	26,003
負債純資産合計	61,730	61,050

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	1 38,973	1 37,804
売上原価	1 31,630	1 30,113
売上総利益	7,342	7,690
販売費及び一般管理費	1, 2 6,743	1, 2 7,492
営業利益	599	198
営業外収益		
受取利息	1 65	1 26
受取配当金	1 221	1 621
為替差益	24	-
受取賃貸料	1 146	1 106
その他	1 73	1 138
営業外収益合計	530	893
営業外費用		
支払利息	78	90
貸倒引当金繰入額	206	37
シンジケートローン手数料	32	2
為替差損	-	222
その他	28	132
営業外費用合計	346	485
経常利益	783	606
特別利益		
投資有価証券売却益	97	3
関係会社株式売却益	38	-
特別利益合計	136	3
特別損失		
投資有価証券売却損	83	33
投資有価証券評価損	14	154
固定資産処分損	-	128
特別損失合計	98	316
税引前当期純利益	821	293
法人税、住民税及び事業税	61	159
法人税等調整額	56	118
法人税等合計	4	277
当期純利益	816	15

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		17,659	56.7	17,040	52.6
労務費	1	4,184	13.5	4,296	13.3
経費	1	9,286	29.8	11,054	34.1
当期総製造費用		31,130	100.0	32,391	100.0
期首半製品・ 仕掛品たな卸高		6,029		4,921	
合計		37,159		37,312	
期末半製品・ 仕掛品たな卸高		4,921		6,758	
他勘定振替高	2	607		440	
当期製品製造原価		31,630		30,113	

(脚注)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1 「労務費」には退職給付費用176百万円、賞与引当金繰入額428百万円、「経費」には減価償却費981百万円、外注加工費972百万円、据付工事費3,048百万円がそれぞれ含まれております。	1 「労務費」には退職給付費用89百万円、賞与引当金繰入額430百万円、「経費」には減価償却費987百万円、外注加工費1,251百万円、据付工事費3,994百万円がそれぞれ含まれております。
2 「他勘定振替高」の内訳は固定資産振替高586百万円及びその他20百万円であります。	2 「他勘定振替高」の内訳は固定資産振替高408百万円及びその他32百万円であります。
3 原価計算方法 個別原価計算方法を採用しております。	3 原価計算方法 個別原価計算方法を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,592	4,610	3,229	7,839	398	397	1,400	11,470	4,309	17,974
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩						0			0	-
剰余金の配当									492	492
当期純利益									816	816
自己株式の取得										
自己株式の処分			19	19						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	19	19	-	0	-	-	324	324
当期末残高	1,592	4,610	3,248	7,859	398	397	1,400	11,470	4,634	18,299

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,841	25,566	2,038	72	2,111	142	27,820
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩			-				-
剰余金の配当		492					492
当期純利益		816					816
自己株式の取得	0	0					0
自己株式の処分	105	124					124
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			401	132	533	21	555
当期変動額合計	104	448	401	132	533	21	106
当期末残高	1,736	26,014	1,637	59	1,577	121	27,713

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					固定資産圧縮積立金	配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,592	4,610	3,248	7,859	398	397	1,400	11,470	4,634	18,299	
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩											
剰余金の配当									680	680	
当期純利益									15	15	
自己株式の取得											
自己株式の処分			13	13							
自己株式の消却			262	262							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	249	249	-	-	-	-	665	665	
当期末残高	1,592	4,610	2,999	7,609	398	397	1,400	11,470	3,968	17,633	

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,736	26,014	1,637	59	1,577	121	27,713
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩							
剰余金の配当		680					680
当期純利益		15					15
自己株式の取得	382	382					382
自己株式の処分	123	136					136
自己株式の消却	262	-					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			815	16	798		798
当期変動額合計	3	911	815	16	798	-	1,710
当期末残高	1,733	25,103	821	42	779	121	26,003

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

仕掛品

個別法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

「建物」及び「構築物」	10～50年
「機械及び装置」及び「車両運搬具」	4～17年
「工具、器具及び備品」	2～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内による利用可能期間(5年～7年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の実情を考慮して計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 製品保証引当金

プラント工事等における今後の無償保証工事費用の発生に備えるため、過去の実績に基づいて計上しております。

(4) 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当事業年度末における手持受注工事のうち、発生する工事原価の見積額が、受注額を超過すると見込まれるものについて計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

(2) その他の工事

工事完成基準

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a（ヘッジ手段）.....為替予約

（ヘッジ対象）.....外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

b（ヘッジ手段）.....金利スワップ

（ヘッジ対象）.....借入金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

主として、ヘッジ手段とヘッジ対象について、キャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によっておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の評価を省略しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

(表示方法の変更)  
該当事項はありません。

(追加情報)

(株式給付信託(ESOP)における会計処理方法)

株式給付信託(ESOP)における会計処理方法に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	1,691百万円	1,820百万円
長期金銭債権	1,173	1,084
短期金銭債務	420	569

2 財務制限条項

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社の借入金のうち、シンジケートローンによる金銭消費貸借契約2,000百万円については、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の金額を当該決算期の直前の決算期の末日またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

当社の借入金のうち483百万円には借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社の借入金のうち、シンジケートローン及びタームローンによる金銭消費貸借契約3,000百万円については、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の金額を当該決算期の直前の決算期の末日またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

当社の借入金のうち283百万円には借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

3 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、前事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が前事業年度の期末残高に含まれておりません。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
受取手形	139百万円	- 百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1,827百万円	1,942百万円
仕入高	3,107	3,386
その他	429	452
営業取引以外の取引高	38	370

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度13%、当事業年度12%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度87%、当事業年度88%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
販売手数料	564百万円	523百万円
従業員給料手当	2,357	2,452
賞与引当金繰入額	322	331
減価償却費	449	481
貸倒引当金繰入額	221	800

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,701百万円、関連会社株式120百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,696百万円、関連会社株式120百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
投資有価証券評価損	24百万円	72百万円
関係会社株式評価損	651	651
税務上の繰越欠損金	132	-
貸倒引当金	651	874
賞与引当金	233	237
製品保証引当金	229	175
工事損失引当金	167	248
退職給付引当金	149	100
繰延ヘッジ損益	26	19
その他	422	442
繰延税金資産小計	2,689	2,823
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	74	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,075	2,410
評価性引当額小計	2,150	2,410
繰延税金資産合計	538	412
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	696	351
固定資産圧縮積立金	175	175
繰延税金負債合計	871	526
繰延税金資産(負債)の純額	332	113

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
固定負債 - 繰延税金負債	332百万円	113百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
<b>(調整)</b>		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.5	8.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.7	38.9
試験研究費等税額控除	0.1	5.1
住民税均等割額	3.3	9.1
評価性引当額の増減額	26.0	90.0
会計基準変更	7.4	-
その他	0.6	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.6	94.7

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

2020年5月26日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項を決議致しました。

自己株式の取得を行う理由 株主還元の実現、資本効率向上のため、機動的な自己株式の取得を行うもの

自己株式の取得に関する決議事項

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 600,000株(上限)  
(発行済自己株式総数(自己株式を除く)に対する割合:2.22%)
- (3) 株式の取得価額の総額 450,000,000円(上限)
- (4) 取得期間 2020年6月1日~2021年5月14日
- (5) 取得方法 東京証券取引所における市場買付

(自己株式の消却)

2020年5月26日開催の取締役会において、会社法第178条の規程に基づき、自己株式を消却することを決議致しました。

消却に係る事項の内容

- (1) 消却する株式の種類 普通株式
- (2) 消却する株式の数 上記により取得した自己株式の全株式数
- (3) 消却予定日 2021年5月31日

(株式給付信託(ESOP)における会計処理方法)

当社は、2020年5月26日開催の取締役会決議に基づき、従業員インセンティブプラン「株式給付信託(ESOP)」を再導入いたします。

(1) 取引の概要

ESOP信託とは、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)を参考に、わが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであり従業員持株会と信託を組み合わせることで、信託ファンドは持株会が将来にわたって購入する株式を一括して確保することができ、合わせて従業員の福利厚生制度の拡充、従業員のモチベーションアップなどの目的を実現することも可能な制度であります。

当社が西島製作所従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数に応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括に弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に基づき、総額法を適用します。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	2,962	382	0	249	3,094	4,835
	構築物	262	70	0	25	307	838
	機械及び装置	1,626	123	5	312	1,430	7,176
	車両運搬具	10	1	0	5	7	101
	工具、器具及び備品	321	222	0	264	278	2,426
	土地	2,172	-	-	-	2,172	-
	リース資産	466	144	0	160	451	357
	建設仮勘定	187	2,066	808	-	1,445	-
	計	8,009	3,011	814	1,018	9,187	15,734
無形固定資産	ソフトウェア	816	119	36	516	382	2,922
	ソフトウェア仮勘定	-	119	119	-	-	-
	その他	19	0	0	1	17	33
		計	835	238	156	517	400

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりです。

建物	増加額(百万円)	第2鋳造工場屋根	29
建設仮勘定	増加額(百万円)	新本社工場建設	1,315
ソフトウェア	増加額(百万円)	TR-COM	119

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2,130	877	149	2,858
賞与引当金	764	775	764	775
製品保証引当金	748	500	674	574
工事損失引当金	548	813	548	813

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 なお、電子公告は当社のウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 <a href="http://www.torishima.co.jp">http://www.torishima.co.jp</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより単元未満株式を所有する株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第138期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） 2019年6月27日近畿財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月27日近畿財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第139期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日） 2019年8月9日近畿財務局長に提出

事業年度 第139期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日） 2019年11月14日近畿財務局長に提出

事業年度 第139期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日） 2020年2月14日近畿財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

2019年6月28日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

#### (5) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自2019年5月1日 至2019年5月31日)2019年6月3日近畿財務局長に提出

報告期間(自2019年6月1日 至2019年6月30日)2019年7月1日近畿財務局長に提出

報告期間(自2019年7月1日 至2019年7月31日)2019年8月1日近畿財務局長に提出

報告期間(自2019年8月1日 至2019年8月31日)2019年9月2日近畿財務局長に提出

報告期間(自2019年9月1日 至2019年9月30日)2019年10月1日近畿財務局長に提出

報告期間(自2020年5月26日 至2020年5月31日)2020年6月16日近畿財務局長に提出

#### (6) 訂正自己株券買付状況報告書

報告期間(自2020年5月1日 至2020年5月31日)2020年6月17日近畿財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月26日

株式会社 西島製作所  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 増 村 正 之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西島製作所の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西島製作所及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及びその監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### < 内部統制監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社西島製作所の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社西島製作所が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠をする。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。
  - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていない。

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

株式会社 西島製作所  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 増村正之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒牧秀樹

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の第2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西島製作所の2019年4月1日から2020年3月31日までの第139期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西島製作所の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。
  - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていない。